

水産政策審議会資源管理分科会
第109回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第109回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和3年4月26日（月）13:26～17:49

場 所：フクラシア丸の内オアゾホールA

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第356号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部並びにめばち（大西洋条約海域）等の9国際資源の別紙の追加等）について

諮問第357号 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部並びにめばち（大西洋条約海域）等の7国際資源）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第358号 特定水産資源（さんま）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第359号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について

【報告事項】

- ・ 第一回資源管理手法検討部会の結果について
- ・ 太平洋クロマグロの資源管理について
- ・ 北太平洋漁業委員会（N P F C）年次会合の結果について
- ・ カタクチイワシ・マダラ等の資源評価結果（神戸チャート）について
- ・ みどりの食料システム戦略について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、定刻の時間よりも少し早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまから第109回資源管理分科会を開催します。

本日の事務局を務めます管理調整課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の会場は皆様の目の前にマイクが設置されてはおりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手いただき、御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の皆様におかれましては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートにさせていただくようお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんが、その場合にはチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日の分科会委員はウェブ参加を含めまして9名中8名で定足数を満たしていますので、本日の分科会は成立しております。

特別委員におかれましては、15名中11名の御参加を頂いております。

次に、配付資料を確認させていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第、その次に資料一覧がございます。資料の1から資料の9まで、それぞれ右肩に四角で資料番号が振っております。不備等ございましたら、事務局の方にお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りにつきましてはここまでといたしますので、御協力をお願いいたします。

それでは、議事進行の方を山川分科会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 皆様、御多用のところお集まりくださいまして、ありがとうございます。非常に分厚い資料が配られておりますけれども、本日は議事が非常に多くございますので、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

では、座って進めさせていただきます。

初めに御紹介させていただきますけれども、本日は資源評価の専門家として水産研究・教育機構、水産資源研究所の底魚資源部から森部長、それから浮魚資源部から大島副部長、船本副部長にお越しいただいているほか、専門の方々にオンラインで参加していただいております。お三方には資源評価について御説明を頂きますので、後ほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は諮問事項が4件、報告事項が5件でございます。議事進行への御協力をよろしく
お願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第
1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろ
しくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず諮問第356号ですけれども、本件はその次の諮問第357号、それから諮問第358号と
も関連しますので、まとめて説明していただきます。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。よろしくお願いいたします。
まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

3 水管 第261号

令和3年4月26日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まさば及びご
まさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太
平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわ
いがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部並びにめばち（大西洋条約海
域）等の9国際資源の別紙の追加等）について（諮問第356号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別
紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴
審議会の意見を求める。

3 水管 第 268 号

令和 3 年 4 月 26 日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部並びにめばち（大西洋条約海域）等の7国際資源）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第357号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部並びにめばち（大西洋条約海域）等の7国際資源）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域並びにずわいがにオホーツク海南部の漁獲可能量に関する令和3管理年度における留保枠からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

続きまして、資料4-1です。

3 水管 第 269 号

令和 3 年 4 月 26 日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

特定水産資源（さんま）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第358号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（さんま）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等について、別紙1のとおり変更したので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、さんまの漁獲可能量に関する令和3管理年度における数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それでは、こちら、基本的に対象となる資源ごとに区切って説明、御審議という形で進めさせていただければと思います。

なお、本日説明いたします基本方針の改正につきましては、3月23日から4月21日までパブリックコメント手続を実施いたしました。寄せられた意見については、関係の箇所でご紹介したいと思います。

まず、サンマでございますけれども、初めに、資源管理基本方針の本文、特定水産資源のうちの「さんま」の管理方針に定めた別紙4等の変更について御説明をいたします。

資料2-1のセットを御覧いただければと思います。

表紙が諮問文となっております、2枚めくっていただくと新旧対照表が付いてございます。本文と、あと別紙についてこのとおり変更するというものでございます。

サンマについては、このページ、右下のページで5ページの中ほど辺りからちょっと上のところに、「（別紙2-4 さんま）」とございます。こちら、これまでNPFCが延期されたことを受けて、暫定的にこの基本方針、あるいはTACを設定しているところでございますけれども、NPFCが今年2月に開催されたということで、これまで「NPFCにおいて決定される目標なり、シナリオを考慮して定める」と規定していましたところ、これを「NPFCでの合意に従い」、あるいは「NPFCで決定された漁獲可能量の算定

方式なり保存管理措置を考慮して定める」という形で改正をするものでございます。

「さんま」以外の部分についても改正しておりますけれども、こちらは横並びで見た文言の整理等による改正でございます。

続きまして、サンマの資源評価について水産研究・教育機構の大島副部長から御説明いただき、続いてN P F C年次会合の結果について、水産庁国際課漁業交渉官の福田から御説明をいたします。

なお、今回、全体の時間が限られる中で審議する事項も多いことから、資源評価の結果については、この後のサバ類、ズワイガニも含めて可能な限り簡潔に行っていただければというふうに思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○水研機構浮魚資源副部長（大島） ありがとうございます。水産研究・教育機構の大島と申します。サンマの資源評価結果について説明させていただきます。

資料2-1から始まる分厚い資料の83ページから、サンマの資源評価の資料となっております。

まず、今年1月にサンマの最新の資源評価が行われました。その結果について説明いたします。

ページをおめくりいただいて、84ページの四角の4を御覧ください。こちらは、サンマの漁獲量について示しております。この赤で示したのが日本の漁獲量でございますけれども、歴史上、随分長い間、日本の漁獲量は大半、大部分を占めておりましたが、2000年代に入ってから外国の漁獲量が増えておりました。近年では半分以上が外国の漁獲量となっております。全体の傾向としては、漁獲量は減少傾向にあるということが分かるかと思えます。

もう1つ、隣に移りまして、85ページの四角の5番のスライドですけれども、こちらは資源量の指標です。簡単に説明しますと、2003年から始まります黒い点線が日本の資源量調査の結果となっております。御覧になって分かりますとおり、調査開始以降、資源量の結果というのは減少傾向を示すというのが分かりますし、もう1つ、これC P U Eなんですけれども、C P U E、単位努力量当たりの漁獲量に関しては、各国のC P U Eも近年は減少を示しているというのが特徴であります。

これら漁獲量と資源量指標のデータを用いまして、1月に資源評価を行いました。資源評価は1980年から2019年までのデータを使って行っております。

結果に移ります。結果に関しては、一見して概観できます87ページの四角の9、こちらを御覧ください。

上に3つグラフがございまして、一番左が資源量です。それもMSYを達成する資源量に対しての毎年の資源量の割合を示しております。

真ん中の図ですけれども、こちらはMSYを達成する漁獲割合に対しての毎年の漁獲割合の推移というものを示しております。

まず資源量ですけれども、近年、ここ10年ぐらいつと減少しております、2015年以降では継続してMSYを達成する資源量を割り込んでいるというのが現状でございまして、特に近年は資源量は歴史的な最も低い水準で推移しているということが分かります。

そして、真ん中の漁獲割合について見ますと、2005年以降、継続して増加して行っていると。近年では、歴史上余り経験したことのない高さでずっと漁獲割合が推移しているというのが分かるかと思えます。

一番右側は神戸チャート、神戸プロットになりまして、最後の5年は、この白い丸で囲ってあります。2019年以外は全て赤いゾーンに入っている。つまり、資源量はMSY水準を割り込んでおりますし、漁獲の強さというのはMSY水準よりも高くなっているという状態が近年続いているというのが分かるかと思えます。

そして、この1つ下の方に2020年のCPUEとありますけれども、最新の資源量指標も資源評価の結果に取り込もうということで合意いたしまして、全ての国・地域が、暫定値でありますけれども、最新の2020年までの漁業のCPUEを提出いたしました。これによって分かりましたのは、2019年から2020年にかけて、どの国・地域のCPUEも減少しているというのが分かるかと思えます。

以上が資源評価の結果になりまして、同じページの四角の10、こちらが資源評価の結果のまとめでございます。

まず、現在の資源状態ですけれども、まず資源量はMSYとなる水準を下回っている。すなわち、資源は過剰に漁獲されている状態にある。

漁獲割合については、MSYとなる水準を上回っている。すなわち、漁獲の強さも過剰であったということが言えます。

もう1つ、2020年のCPUEは資源が依然として記録的低水準にある可能性が高いということを示しました。

以上、この結果を受けまして作成された科学勧告は一番下に示したとおりでありまして、

資源状態や2020年のCPU Eを考慮して、サンマ資源の持続性を確保するために、更なる管理措置を検討すべきということが科学勧告としてまとめられました。

以上、手短ですけれども、NPFCにおける最新の資源評価の結果について説明いたしました。ありがとうございました。

○国際課漁業交渉官 それでは、続きまして、北太平洋漁業委員会第6回の年次会合の結果について説明をさせていただきます。私は、資源管理部国際課の福田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は同じ、続きでございます、88ページ目になります。北太平洋漁業委員会（NPFC）第6回年次会合の結果についてでございます。

NPFCについては、北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景とし、国際的な資源管理の枠組みづくりを進めるという観点から、平成27年に設立をされました。沿岸国として日本、ロシア、遠洋漁業国として中国、韓国、台湾、バヌアツ、そして非漁業国としてアメリカ、カナダの8か国・地域がメンバーとなっております。

資料の89ページ目になります。第6回のNPFC年次会合は、本年2月23日から25日にウェブ会議で開催がされました。一昨年合意されたサンマの保存管理措置をベースに、40%の漁獲数量削減が今回合意されたところでございます。

具体的には、サンマの分布域全体の総漁獲可能量を33万3,750トンとし、うち、NPFC条約海域である公海における漁獲枠を19万8,000トンに削減することが合意されました。

また、NPFC条約の条約対象水域外になりますけれども、沿岸国である日本及びロシアは200海里水域内の漁獲量を13万5,750トン以内に抑えるということで協力をしていくということもこの保存管理措置の中に規定されております。

なお、日本及びロシアについては、自国のEEZにおけるTACを公海の操業の方に転用することができるということも、この保存管理措置の中に規定されてございます。

この漁獲可能量等については、2021年及び2022年の2年間適用されるということになっております。

また、直近の資源指標の動向に応じまして、タイムリーに漁獲枠の調整が行えるように、今後2年間かけまして漁獲管理規則の策定に向けた検討を開始するということも合意されております。

下の方に、総枠、公海、公海での国別上限、そして日口の200海里の各々の漁獲可能性をお示ししております。

また、次の90ページ目には、今回合意されましたサンマの保存管理措置の概要を記載しております。下線部分が今回変更された箇所でございます。

以上、簡単ではございますけれども、第6回N P F C年次会合におけるサンマの保存管理措置について説明をさせていただきました。

○資源管理推進室長 それでは、令和3管理年度のサンマの漁獲可能性の変更及び配分について御説明をいたします。資料4-1のセットを御覧いただければと思います。

表紙は諮問文となっております、1枚めくっていただくと告示の改正に当たる部分です。更にめくっていただくと、右下の番号で5ページのところが新旧対照表となっております。

説明については、更にめくっていただいて右下のページ数で9ページ、資料4-2で御説明をいたしたいと思っております。

こちら、サンマの令和3管理年度T A Cについては、暫定的に前年等量ということで26万4,000トンで設定しているところがございますが、今ほど福田の方から御説明をいたしましたN P F Cの決定に従って、T A Cの数字としては15万5,335トンに改定するという考え方でございます。

中身としては、下に表の左側に、先ほど福田が御説明をいたしましたN P F Cの保存管理措置があり、右側にそれに対応するT A C設定の考え方をお示ししております。

まず、日口の200海里水域内の漁獲量ですけれども、トータルで13万5,750トンに抑えることで協力をするというところでございます。この13万5,750トンのうち、200海里水域内の過去3年間の我が国漁船の漁獲のシェアが93.7%ということになります。こちら、次のページの参考2ということで、この直近3年間の実績を示してございますけれども、この93.7%というのを13万5,750トンに乘じまして、12万7,220トンという数字となります。

続きまして、公海での漁獲量ですけれども、こちらは2018年の実績から4割削減ということで、2018年の実績4万6,859トンに60%を掛けまして、2万8,115トンというところでございます。

先ほどの200海里水域内の数字と足し合わせまして、一番下の15万5,335トンということになります。

めくっていただいて、次のページは先ほど御説明をした基本方針に書かれている資源管

理の目標、シナリオについての案の関連箇所でございます。

配分については、11ページの方にお示しをしております。この表に書かれているとおりの配分とするということでございます。

最後のページは、近年のサンマのT A Cの推移について表にまとめたものでございます。

そして、7ページの方に戻っていただいて、今回改定するT A Cの関係で、融通に係る数量の変更について、水政審に対して事後報告で対応させていただきたいという形での諮問の1つでございます。右肩に「別紙2」と書いてあるものでございます。

こちらについては、ほかの資源でもやってございますけれども、当事者間で合意が整った融通に伴う数量の変更については、水政審に対して事後報告で対応させていただきたいという形の諮問でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのサンマの御説明に関しまして、御質問等は。

高橋特別委員。

○高橋特別委員 海員組合の高橋です。

教えていただきたいんですが、先ほど来の説明をお伺いすると、このN P F Cの機関でどのような独自の調査をしたのか、それとも参加国が調査した結果、資源の悪化が著しいということで、このような対応になったのか、その辺が全然明確ではないというような感じがいたします。

先ほど水研機構の方から説明を受けたとおり、漁獲量が急激に減ったということが1つの指針というか、指標なのか。それに基づいて、相対的にトン数を減らすということのようで、獲った魚の量でこのT A Cを決めていくのか。それとも自分らが、何か科学的なデータに基づいて広大な調査をして、その結果このようになるんだということなのか。その辺が明確ではないような気がします。

それで、2-5の2ページの(4)を見れば分かるとおり、これまで業界の皆さんが少なからずとも、外国漁船が公海で魚を獲り過ぎる、これが問題なんだということを再三再四言ってきたわけです。この表を見ると、一目瞭然。圧倒的に外国漁船が獲り尽くしている。これに何ら歯止めも掛けず、漁獲量が減ったのでT A Cを変える。その根拠は各国が科学調査したのかどうか知りませんが、それを全て集めて、どのような論議があったのか、例えば韓国でもロシアでも台湾でも中国でもバヌアツでも、どのような調査船を出

してどのような調査をしたのか、そういう説明が全然ありませんでした。

各国の調査に基づいて相対的に資源が減ったので次年度のN P F Cの漁獲枠というのは減らすんだということであれば、ああ、なるほど、そういうことなのかとよく分かるんですが、そういうことがなくて、漁獲量が減った。漁獲量が減ったのは昨日今日の話じゃなくて、この表を見れば分かる通り、もう2010年の頃から日本漁船の漁獲量というのは急激に減りました。この時点で現場が大騒ぎしているわけですから、そのときは目もくれず、そんなのは関係ないんだということでやってきた。業界も我々もそうですけれども、海が変わった、海洋環境が変わったと再三再四注意を申し上げてきたんですが、そういうことが意見として一切吸い上げられず、ここに来て急激に、T A Cがこのような状態なんで下げると。

T A Cですから、増えたり減ったりするのは、その年の資源状況なので、それに対してクレームをつけているわけではないんです。そこへ行く過程の間に、よく理解できないような説明の仕方をされると理解できないままT A Cが減らされる。現場での皆さんは理解、納得できるのでしょうか。科学者の皆さんは納得できるのでしょうか、現場の皆さんは恐らく理解できないと思います。これまで再三再四言ってきたことが反映をされず、今ここに来てこのような状態なのかということであれば、むしろ不信感をあおるだけではないのかというような感じがいたしますので、その辺どうなのか教えてください。

○山川分科会長 資源評価の手法について、まず大島副部長からお願いいたします。

○水研機構浮魚資源副部長（大島） 高橋さん、どうもありがとうございます。

まず私、時間の関係からかなり端折って説明させていただきました。そのため、いろいろなプロセスに関して説明が足らなかった部分があるかと思います。特に今御質問を頂いたのは、プロセスのことかと思います。

まずN P F Cなんですけれども、85ページの四角の6番に参加メンバーとありますけれども、ここに書いてある国・地域が協調して資源評価を行います。

資源評価なんですけれども、漁獲量と資源量指標というデータをそれぞれのメンバー——メンバーというのは国・地域ですけれども、国・地域がこのN P F Cでの資源評価のプロセスに対して提供いたします。さらに、今調査とおっしゃいましたけれども、調査に関しては日本以外、科学的調査というのは行っておりません。科学的調査というのは、いわゆる調査船調査です。調査船調査を日本以外は行っていません。日本ですけれども、こちらは2003年から北西太平洋、もうこれは日付変更線までカバーいたしますけれども、サン

マの分布域を広くカバーするように、6月、7月に中層トロールによって調査を行っておりまして、こちらの情報というのがこの資源評価の中で非常に重要視されています。特に日本と中国と台湾というのが主なメンバーになってくるんですけども、特に中国との議論の中で、彼らは日本の情報というのを非常に軽視してきたのがございまして、その中で日本の科学者として日本の資源量調査が非常にいい情報を持っている、非常に重要であるというのを、N P F Cの歴史は浅いですが、N P F Cが始まってからずっと主張してきました、やっとのことで向こうが、中国側が日本の情報の有用性、重要性というのを認めまして、やっこの2019年に資源評価が合意いたしました。

そういったことから、各国・地域のメンバーの情報を使っていますし、日本の資源量調査の情報を使いまして、資源評価モデル、これらを取りまとめて、個体群動態を再現した計算をするんですけども、それによって現在の資源状態——まあ、過去からですけども、資源状態というのを把握しております。それを87ページの四角の9番で、このような取りまとめというような形で示しているというのが、ここまでのN P F Cの科学的なプロセスであると言えるかと思えます。

こちらでよろしいでしょうか。

○山川分科会長 高橋特別委員。

○高橋特別委員 今、日本のデータだけで論議をするということのような話をしていますが、実際漁獲量が多いのは、この2ページの表を見れば一目瞭然で、圧倒的に台湾、中国の漁獲量が多いわけですから、データの的にはむしろそちらのデータの方が正確なんではないかなというような感じがします。

それから、ここからは意見ですが、科学的な調査というのは、科学者の皆さんが資源調査をして、相対的な分布状況なり、数量をいろいろな算式で割り出すという、これは科学者の範疇の話なんで、そういうことは当然必要なことだと私も思っています。ただ、我々の方は魚を獲る側なの、獲るための調査という。科学的なデータを出す調査と魚を獲るための調査はおのずと、違うわけで、これが今の状態の中では、これは水産庁の方もそうなんですけれども、一緒に同じ調査をしている。我々は別に科学的な調査というのは否定するものでもありませんし、それは頭の中にも入れておかなきゃならないデータなのですが、それ以前に、獲る側はそれで生活をしていますから、魚のいる場所を探索する必要性があり、魚群を求めて調査します。名称は同じ調査なのですが、調査内容が私は違うと思います。T A Cを求めるためには、漁獲量がこのデータの中に入ってきます。本来、そうい

うことじゃないですよ。分布状況を把握するわけですから。TACを決めるというのは分布状況、生息数量というのはこのくらいだから、このくらい獲っていい。TACというのは、この年の漁獲量はこのくらいが適正だろう。そういうふうに決めていると思います。我々はそうじゃなくて、与えられたTACに基づいて自分らが魚を探し回って魚を獲るための調査が我々は必要になってきます。だから、調査の意味が違いかみ合わないのです。

だから、ここで言う、漁獲量がこのくらいだからこういうデータですと言われると、これは違うんじゃないですか。漁獲量じゃなくて分布状況がこういうふうになっている。これが時期や水温によって北上し、100万トンいたものが30万トンぐらいが北上化するとか、40万トン北上化して日本の200海里に入ってくるというふうな説明なら、私も、ああ、そうかなとも思います。日本の船が今の隻数の3分の1ぐらいになって漁獲が少なくなった場合パーセンテージ出すから、同じような結果になるんだと思いますが、それは調査内容が違う。

だから、どうもかみ合わないというか、我々が考えている資源調査と皆さんが考える資源調査というのは、どこかでかみ合っていない。今日の話は話としては聞いておきますけれども。TAC数量についても、今の実態からいくと、この程度なのかなというような感じはしますが。操業船の漁獲量を基にしたTAC設定では無く、科学調査に基づいた、もっとレベルの高い数量の決め方、そういうのをもっと研究してほしい。従前の分布状況調査は必要と思っていますので継続して頂きたい。そういうことで水研機構の科学者の皆さんにお願いをしておきたいと思います。

私からは以上です。

○山川分科会長 私の方からちょっとコメントさせていただきますと、サンマに関する資源調査は漁業に基づく調査だけではなくて、調査船による調査も併用して、漁業が行われないような、ずっと沖合の方まで含めて調査をしておられるというふうに伺っておりますけれども、そういったことでよろしいわけですね。

○水研機構浮魚資源副部長（大島） 山川先生ありがとうございます。そのとおりでございます。

○山川分科会長 あと、これに関して福田交渉官、何か御説明ございますでしょうか。

○国際課漁業交渉官 私の方から、N P F Cの状況についても補足説明をさせていただきますと思います。

御指摘のとおり、N P F Cの保存管理措置、今回4割減ということで、数量についても

ある程度削減された数字になったわけですが、N P F Cが2015年に新しく設立され、その後、メンバー国の方から資源評価の手法、あるいはデータの収集の手法、あと今山川先生の方から御紹介のありました日本の資源量調査ですね。調査船を幅広く北太平洋の方に、毎年定点観測みたいなことをやっています、それを軸にした資源評価のためのデータ収集をしていくと。漁業データだけではなくて。そういった資源評価のフレームワークを作るのに2年、3年掛かりました。

2019年の会合で初めて数量管理が導入されましたが、さんま漁が不漁になって、漁獲量がどんどん落ちている中であって、今年の命題としては、総量のT A C、あるいは漁獲可能量をできるだけ引き下げる必要があるということから、研究者さんの方で調査船のデータ、漁業データをベースにしながら出していただいた資源評価をベースに議論し、関係国と折衝しまして、何とかこれまでの措置の数量から4割減の削減で合意ができたということでございます。

ただ、今の漁業現場、サンマの状況を見ていますと獲れていないということでございます。この措置で十分だとは考えておりませんので、引き続きN P F Cにおいて関係国とも折衝を進めながら、資源管理の強化に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見等は。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

3点くらい質問があるんですけども、まず85ページの上の四角の5に資源評価の指標があるんですが、これ日本の調査船のデータが多分点々々。これ単位がトンで、600トンですかという。その裏のページを見ると、単位が万トンになっていて、全く合っていないんじゃないかという。そもそもその確認が1つと、これ前回、2年前の資源評価の結果と比べて、資源量は大幅に下がりましたよね。その理由をまず教えていただきたいんですけども。

○山川分科会長 大島副部長、いかがでしょうか。

○水研機構浮魚資源副部長（大島） ありがとうございます。

まず、四角5のところですか。こちら「資源量」と書いてありますけれども、どちらかというと、「資源量指標」と言った方が、まだ正確でして、最終的に資源量の値を出すには

中層トロールの漁具の漁獲効率を割るんですけれども、今回の資源評価からそういう計算をしなくなったと。漁獲効率そのものも推定しようというところからそういう指標になりましたので、どちらかという、これは指標として表した方がよかったですので、こちらに関してはちょっとミスリーディングだったと思います。申し訳ありません。ですので、全く単位が間違えているとか、桁が間違えているとか、そういうことではございませんので。

もう1点は何でしたっけ。申し訳ありません。

○田中委員 前回と比べて資源の評価が大分悲観的になったというか、前はすごい楽観的だったと思うんですけれども。

○水研機構浮魚資源副部長（大島） まず悲観的になったといえますか、資源量の絶対値そのものがちょっと下がったというのがあります。こちらに関しては今申し上げたとおり、漁獲効率そのものをモデルの中で推定すると。以前は漁獲効率に関して3つのパターンを計算して、その平均といえますか、中央値で出していたんですけれども、まずその計算方法が変わったというところで資源の全体の大きさが小さくなったというのがありますし、全体的に資源量の推定結果が悲観的になったというのがあります。こちらに関しては、まずは資源量調査結果が重視されてきたというところと、これはデータが更新されてきたと。特に近年、外国の方も漁獲量が減っていますし、C P U E自体も下がってきているというところから、全体として近年の資源量自体が全体で下がってきたというのがあるかと考えております。

○田中委員 ありがとうございます。サンマは寿命が短いから、多分2年ごとに物すごく大きく資源評価は変わるんだろうなと思っていますけれども。

それから、あと2つ。

1つは、「漁獲管理規則」と89ページに書いてあるんですけれども、これはハーベスト・コントロール・ルールのことですか。

○国際課漁業交渉官 はい、そうです。将来的にはM S Eという漁獲管理戦略、そこも目指しながらですけれども、当面はこの2年間でハーベスト・コントロール・ルール作りとこのを議論して行ってやっていこうと。

おっしゃったとおり、サンマは2年の魚ですが、データを集めてから資源評価をして管理を入れるまでに2年近く掛かっています2年の魚について、毎年資源評価を行い、議論して資源管理措置を実施していくということは、なかなか難しい面があると。そういったことから、ハーベスト・コントロール・ルールある程度ベースとなるような資源評価を基

に、毎年の調査船調査の指標でもって漁獲枠を調整していくような、そういった枠組みについて今後検討、議論していくということで考えております。

○田中委員 はい、様子は分かりました。

あともう1つ、高橋委員から出ていた件なんですけれども、何か日本ばかり金出して調査して、その利益が潤っているのは外国じゃないかと。何とかならないのかと。少し金、調査船の調査のお金ぐらい出してもらえないのかなと。そういう交渉はできないんですか。

○国際課漁業交渉官 実は中国の研究者からも資源評価において重要な指標である調査船調査というのを日本の調査をベースにやることについてどうなのかという意見もあって、その費用面、あるいは外国の科学者の関与の仕方も含めて検討していこうという議論になっております。

これまでサンマの資源評価の基になるデータは日本が多うございましたし、資源量調査も長くやってきましたので、データ継続の観点からもそれを活用してきたということなんですけれども、N P F Cができて5年過ぎますので、そういった今後の調査の在り方についても議論してまいりたいと考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

山内特別委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。科学的知見について1点、それから管理措置に関連して2点質問をさせていただきます。

1つ目は、今回の資源評価の結果に基づいて極めてシンプルに言うならば、公海上の漁獲と小型魚の漁獲というのが今の資源が悪化していることに対する一番大きなインパクトだというふうに理解しても問題がないのかどうかという点が1つ、科学的知見に対して確認をさせていただきます。

あと2点目なんですけれども、先ほど田中先生の方からもあったように、資源状態を見極めて管理措置を入れるということ、ハーベスト・コントロール・ルールを作るということもなかなか簡単ではないのかなとは思いますが、この89ページの上のスライドの4点目で、今回見せていただいた神戸プロットを見ると、既に過剰漁獲で枯渇状態なところに過去の数値がかなり、3年以上あるということを見ると、既に資源回復を図るべき、そういった国際条約の中では資源回復を図るべき資源であるということはあるのかなということも思いまして、そうすると、先ほどM S Eとかハーベスト・コントロール・ルールとい

うこともあったんですが、それ以前に資源回復目標をしっかりと立てて、N P F Cの漁獲加盟国自体がある一定程度までの回復目標に向けたシナリオをしっかりと立てるべきときに来ているのではないのかなというふうに思いまして、その点がここで言う漁獲管理規則を立てるということが、資源回復目標を立てて、それに対して時間軸も付けた上でのそういった計画に入る段階なのか。それとも、まだしばらくは短期的に資源指標というものの動向に合わせて、悪くならないように、悪くなったら、少し手だてを打つというところになるのかという質問が1点です。

2つ目は、90ページ目の今回の保存管理措置の中の⑨が先ほどの科学的な知見への確認の質問とも重なるんですが、⑨が小型魚を保護するために6月から7月の東経170度以東における6月から7月の漁獲禁止を奨励と書いてあるんですけども、もし先ほどの部分が非常に大きなインパクトなのだとなれば、資源回復を図る、又は資源を持続的に利用するという点において、この「奨励」というのはかなり弱いのではないのかなと思ひまして、この部分を将来的にN P F Cに向けてしっかり、6月から7月の東経170度以東における漁獲の禁止というところを働き掛けていくという準備にあるのか、それともこの点というのはまだなかなか決まりそうもないところなのかというのが2つ目の質問になります。

○山川分科会長 まず資源減少の原因につきまして、大島副部長からよろしくお願ひします。

○水研機構浮魚資源副部長（大島） 山内さん、どうもありがとうございます。

84ページの四角の3番を御覧になっていただきたいんですけども、こちらに日本の漁船の漁場と外国漁船の漁場というのがあります。まず大きく変わったのは、例えば80年代、90年代と現在を比べて何が変わったかといいますと、外国の漁獲が増えた。外国の漁獲というのは、こちらの四角3で示したとおり、日本よりも沖でやっているということになります。これが大きな違いで、日本漁船であればここまで沖に出なくて獲らないで済みます。例えば資源が減ってきた80年代ですね。80年代初め頃、同じように資源が減少した時期に漁場が沖に移り、漁獲量も減ったんですけども、日本の漁船だとそれ以上沖に出られない。現在は、どちらかという、沖の方にサンマの主群が通るようになるんですけども、こちらの方で外国船が獲るようになったと。

ということから、漁獲割合の図ですけども、四角の8番です。これが漁獲の強さと考えたらいいんですけども、近年高い状態が続いていると。

小型魚の方に関してなんですけれども、どちらかという、サンマの漁場に関しては現

在も1歳魚ですよね。0・1歳で構成されているんですけども、1歳魚が多くて、では近年、0歳魚の漁獲は傾いているかと言えば、そこまで強く傾いているわけではなくて、やはり1歳魚は少ないというのが不漁の原因なのかと思います。

ありがとうございます。

○山川分科会長 続きます、資源回復すべき、そういう魚種ではないかということと、それから保存管理措置で⑨番の件につきまして、福田交渉官よろしくお願ひします。

○国際課漁業交渉官 お答えしたいと思います。

このNPFC、2年前に数量管理に合意でき、今年については、その枠をいかに科学的な根拠に基づきながら、いかに削減するかというところが焦点でありましたので、今回こういった40%削減という形になっております。

ただ、先ほど来話題の方に上がっております漁獲管理規則を議論する中で、今後サンマの資源状況についても変わってくると思います。それを見極めながら、サンマ、あとサンマ自体が2年生ということも考慮しながら、どういった管理が好ましいのかということを生物的な観点だとか、過去の資源動向を見ながら協議をしてみたいと思っております。

小型魚保護の必要性については、我が方も認識をしておりまして、資源的な観点もそうですけども、資源が悪くなっている中で、できるだけ魚が大きくなった段階で漁獲をした方が経済的にもメリットがあるだろうということで、議論の中では漁期の前半はある程度自粛して、魚がまだ未成熟な、小さいうちの漁業については少し量を減らして、後半に獲るといった話も交渉の中ではしましたけれども、各国とも今総枠が40%も削減するという中で業界に与える影響が多いというのがアジアの国の多くの議論でございまして、今回については総枠の40%削減にとどまったということでございます。

○山内特別委員 どうもありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

ウェブで御参加の方々はいかがででしょうか。

川辺委員。

○川辺委員 ありがとうございます。データについてちょっとお伺いしたいんですけども、84ページの四角3と四角4は分布、それから漁獲量ということで書いてあるわけなんですけど、ここで評価に使われた資源評価のデータとして、漁船のデータ、漁獲量のデータ、

プラス、調査船のデータがあるというふうに伺いまして、そのデータ、特に漁獲量に関して、いつ、どの位置で、緯度・経度とか、そういう情報というのを集めてこういうふうにとまとめられていらっしゃるのでしょうか。つまり、そういうデータベースというのは存在しているのかどうかというところを伺いたいですけれども。

○山川分科会長 大島副部長。

○水研機構浮魚資源副部長（大島） ありがとうございます。

今おっしゃられた、どの時期にどの場所で漁獲というのは、とても重要な情報かと思えます。こちらに関してなんですけれども、まず資源評価に使うデータそのものの中では、我々のN P F Cの中で共有するというのはありませんけれども、この四角の5で示した各メンバー、国・地域のC P U Eの情報なんですけれども、これを1つ統合して解析してみようという試みといたしますか、活動というのをN P F Cの中で行ってございまして、こちらに関しては月と——まあ、解像度がちょっと粗いかもしれませんが、そういった時期と場所をある程度特定した形でのデータを共有して解析を行っているという活動を行っておりますし、つい最近その成果というのが論文として公表されております。

ありがとうございます。

○川辺委員 分かりました。

そうしますと、そういう統合したデータを用いた評価というのをこれから出していかれると。N P F Cの評価として出していかれるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○山川分科会長 大島副部長。

○水研機構浮魚資源副部長（大島） ありがとうございます。そうですね。今非常に単純な、プロダクション・モデルと言うんですけれども、これは漁獲量と資源量指標を使った資源評価の手法を用いています。やはり今後、まずは年齢構成を考える。そして、更にいわゆる空間分布、こういうものも考慮した資源評価を行っていかうという形で今後資源評価を進めていくものと考えております。

ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の方々、よろしいでしょうか。

では、ほかにはないようでしたら、基本方針本文及び別紙2-4等の変更、それから、「さんま」の令和3管理年度のT A C改定とその配分等につきましては、原案どおり承認

していただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、今回追加される特定水産資源の個別の管理方針などについてですけれども、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

それでは、続きまして、サバの2つの資源についてはまとめて、あとズワイガニの5つの資源については資源ごとに区切って説明させていただきたいというふうに思います。

まず初めに、マサバ及びゴマサバの各系群の資源評価結果について、水産研究・教育機構の船本副部長に説明をお願いいたします。

○水研機構浮魚資源副部長(船本) 水研機構浮魚資源部の船本です。よろしく願いします。

まず資料2-6のマサバ太平洋系群についてなんですけれども、2ページ目を御覧ください。

図のように、本系群は我が国の太平洋側に広く分布しています。

3ページ目に進んでいただいて、この図は本系群の漁獲量の推移を示していますが、近年においては2012年漁期以降増加した後少し減少しましたので、2019年漁期の漁獲量は41.6万トンということになっております。

4ページ目に進んでいただいて、資源評価の流れについては非常に複雑なため、詳細については御質問いただいた際に説明させていただくとして、ここでは非常に簡単に説明させていただくと、大きくは、2019年漁期以前と、あと2020年漁期以降に分けることができまして、2019年漁期以前については過去に関する推定を行う部分であるのに対して、2020年漁期以降については将来予測というものを行う部分となっております。

また、この将来予測における2021年漁期以降の漁獲の強さというものについては、資源管理方針に関する検討会において取りまとめられた漁獲シナリオに基づく漁獲の強さというものを仮定しています。

そのため、この漁獲の強さの下で予測される2021年漁期の漁獲量というものが本系群の2021年漁期のABCというものになります。

では、5ページ目に進んでいただいて、この図は推定した2019年漁期までの資源尾数と、あと資源量というものを示しております。そのうち、赤色の線グラフで示した資源量につ

いては、近年大きく増加したため、2019年漁期の資源量は681万トンという高い値となっています。

6 ページ目に進んでいただいて、この図は本系群に関して平均的にどれぐらいの量に親魚量を維持してやると、平均的にどれぐらいの量の漁獲量が得られるのかといったものを示した図です。横軸が維持してやる平均親魚量、縦軸がその結果得られる平均漁獲量というものを表しています。

ここでMS Yと呼ばれる最大持続生産量というのは、言い換えると最大平均漁獲量のことですので、図の中の緑色の太い矢印で示した32.3万トンというのが本系群のMS Yということになります。

また、S Bmsyと呼ばれるMS Yを実現する親魚量というのは、言わばMS Yを得るために維持してやる平均親魚量のことですので、図のように154.5万トンということになります。

さらに、本系群については、このS Bmsyが目標管理基準値となっています。

7 ページ目に進んでいただいて、この図は神戸プロットや神戸チャートと呼ばれる図で、先ほども出てきましたけれども、横軸は各漁期年での親魚量がS Bmsyよりも多いのか、少ないのかというのを表していますし、縦軸は各漁期年の漁獲の強さがFmsyよりも強いのか弱いのかというのを表しています。

ここで、FmsyというのはMS Yを実現する漁獲の強さのことでありまして、この漁獲の強さを維持してやると、平均親魚量はS Bmsyになっていきますし、平均漁獲量もMS Yになっていきます。

また、図のように神戸プロットは4マスに分けて色付けされているんですけども、緑色のマスというのは、親魚量はS Bmsyよりも多いのに対して、漁獲の強さはFmsyよりも弱いといった、本系群にとって望ましい状態を意味しているのに対して、赤色のマスというのは、親魚量はS Bmsyよりも少ないのに対して、漁獲の強さはFmsyよりも強いという、本系群にとって望ましくない状態を意味しています。

図のように、白い点で示した2019年漁期までの各漁期年については、紺色の丸で囲んだ2019年漁期も含めて、そのほとんどが赤色のマスに含まれています。

続いて、8 ページ目に進んでいただいて、これらの表の2020年漁期以降の部分については将来予測の結果でありまして、上の表は平均親魚量で、下の表は平均漁獲量を示しています。

また、表の左端にギリシャ文字の β というものが示されていますが、英語の大文字のBに似た文字ですけれども、この β というのは、2021年漁期以降の漁獲の強さというものを先ほどの F_{msy} の何割の強さにするのかというのを表しています。つまり、例えば β が0.9となっている場合には、2021年漁期以降の漁獲の強さを F_{msy} の9割の強さにするということを意味しています。

ここで、本系群については、資源管理方針に関する検討会において取りまとめられた漁獲シナリオが β を0.9にするというものですので、この漁獲シナリオに沿った将来予測の結果というものは赤線で囲んだ部分に含まれますし、更に、その中の2021年漁期の平均漁獲量であります58.2万トンというのが本系群の2021年漁期のABCということになります。

次に、資料2-7のゴマサバ太平洋系群についてなんですけれども、2ページ目の図のように、本系群についても我が国の太平洋側に広く分布しています。

3ページ目に進んでいただいて、本系群の漁獲量については、2011年漁期以降減少傾向にありまして、2019年漁期の漁獲量は2.8万トンということになっております。

4ページ目は先ほどと同じなので飛ばしていただいて、5ページ目の資源量なんですけれども、赤色の線グラフが示すように、本系群の資源量は2010年漁期以降減少傾向にありまして、2019年漁期の資源量は9.4万トンということになっております。

6ページ目に進んでいただいて、先ほどと同様の図の見方から、本系群のMSYは10.5万トンということになりますし、MSYを実現する親魚量である $S_{B_{msy}}$ は15.8万トンということになります。また、本系群についてもこの $S_{B_{msy}}$ が目標管理基準値となっています。

7ページ目に進んでいただいて、本系群の神戸プロットについては、図のように緑色のマスに含まれる漁期年も認められるんですけれども、2015年漁期以降については、2019年漁期も含めて赤色のマスに含まれています。

8ページ目に進んでいただいて、本系群についても資源管理方針に関する検討会において取りまとめられた漁獲シナリオというのは β を0.9にするというものですので、赤線で囲んだ部分の中の2021年漁期の平均漁獲量であります1.4万トンというのが本系群の2021年漁期のABCということになります。

では次に、資料2-8のマサバ対馬暖流系群についてなんですけれども、2ページ目の図のように、本系群は東シナ海から日本海にかけて広く分布しています。

3ページ目に進んでいただいて、本系群の漁獲量は図のように比較的安定して推移して

いるんですけれども、2019年の漁獲量は我が国が10万トン、韓国も10万トンということになっています。

4 ページは先ほどの太平洋系群と同じなので飛ばしまして、5 ページ目の資源量なんですけれども、本系群の資源量については黒色の線グラフが示すように、2000年代以降低い水準にありまして、2019年の資源量は45万トンということになっています。

6 ページ目に進んでいただいて、太平洋系群と同様の図の見方から、本系群のMSYは32.3万トンということになりますし、MSYを実現する親魚量であるSBmsyは31万トンということになります。

また、本系群もSBmsyが目標管理基準値となっています。

7 ページ目に進んでいただいて、本系群の神戸プロットについても、図のように緑色のマスに含まれる年も認められるんですけれども、1997年以降については2019年も含めて赤色のマスに含まれています。

8 ページ目に進んでいただいて、本系群については資源管理方針に関する検討会において取りまとめられた漁獲シナリオが β を0.95にするというものですので、赤線で囲んだ部分の中の2021年の平均漁獲量であります21.7万トンというのが本系群の2021年のABCとなります。ただし、この値は暦年の値ですので、7月から6月にかけての漁期年に変換した2021年漁期のABCについては22.2万トンという値になります。

次に、資料2-9のゴマサバ東シナ海系群についてなんですけれども、2 ページ目の図のように、本系群も東シナ海から日本海にかけて広く分布しています。

3 ページ目に進んでいただいて、本系群の漁獲量も比較的安定して推移しているんですけれども、その中で2019年の漁獲量については2018年よりも大きく減少して、我が国が2.3万トン、韓国が2万トンという結果になっております。

4 ページ目は引き続き飛ばしまして、5 ページ目の資源量なんですけれども、黒色の線グラフのように、本系群の資源量も比較的安定して推移しているんですけれども、2019年の資源量については2018年よりも大きく減少しておりまして、10.6万トンという結果になっております。

6 ページ目に進んでいただいて、図のように本系群のMSYは7.6万トン、SBmsyは10.9万トンとなっておりますし、本系群についてもSBmsyが目標管理基準値となっております。

7 ページ目に進んでいただいて、本系群の神戸プロットについては、図のように1992年以

降、多くの年が赤色のマスに含まれておりますし、更に2019年についても赤色のマスに含まれております。

8 ページ目に進んでいただいて、本系群についても資源管理方針に関する検討会において取りまとめられた漁獲シナリオは、 β を0.95にするというものですので、赤線で囲んだ部分の中の2021年の平均漁獲量であります2.3万トンが本系群の2021年のABCとなります。

また、これを漁期年に変換してやると2.4万トンという数値になります。

説明は以上です。

○資源管理推進室長 それでは、引き続きまして、「まさば及びごまさば太平洋系群」、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」について、基本方針の別紙、続いて、令和3管理年度のTACと配分について御説明をいたします。

まず資料2-1のセットを御覧ください。

基本方針の別紙の告示の案としては、右下のページで7ページから書いてございますが、説明につきましては、それぞれを1枚の紙、概要でまとめた資料で御説明をいたします。

同じ資料の65ページ、66ページとなります。

まず65ページ、「まさば及びごまさば太平洋系群」でございます。これらサバ類につきましては、一昨年から昨年にかけてステークホルダー会合を開催しまして、資源管理の目標、あるいは漁獲シナリオについてはそこで取りまとめが行われており、漁業法の施行に先行する形で令和2年漁期から新たな方式でのTAC設定ということとなっているところでございます。

今回は、既に取りまとまって決まっている目標値、あるいはシナリオに基づいて最新の資源評価結果に従って、資源評価に基づいて、TACを設定するという考え方でございます。

管理年度は7月から翌年6月末までということで、管理の目標、目標管理基準値、限界管理基準値については、ここに書かれているとおりでございます。

漁獲シナリオにつきましても、10年後、50%以上の確率で目標管理基準値を上回るという考え方も同じでございますし、 β の漁獲圧力、 F_{msy} に乗じる係数についても0.9ということでございます。

1点、新しい話としては、ゴマサバの太平洋系群については、限界管理基準値を2019年の親魚量の推定値が下回っているということで、法律に基づく資源再建計画を2年以内に

策定するという事となります。

続きまして、漁獲可能量の算定ですけれども、こちら、これも昨年のステークホルダー会合で取りまとめた考え方でございますが、マサバ、ゴマサバは同時に漁獲されて仕分け困難ということで、一括して管理をするという考え方でございます。

この資源についてももう1つ新しい点ですけれども、次の大臣管理区分を見ていただければと思うんですけれども、令和3管理年度から大中型まき網について、漁獲割当て、いわゆるIQで管理する管理区分を設けて管理を新たに開始するというところが新しい点でございます。こちらについて、後ほどちょっと追加で御説明をいたしますけれども。

ということで、大臣管理区分、大中型まき網についてはIQで管理する部分と総量で引き続き管理する部分があるということでございます。配分の考え方、配分の基準、こちらについては、通常の様子と同じように、過去3年分の実績値に基づくシェアで配分するという事、あと漁獲量のおおむね8割を構成する都道府県については数量明示、それ以外は「現行水準」という形を基本としております。

あと一番最後、配分の基準の一番最後の○で、これまでも適用してきた配分が不足する場合の、事後報告、水政審には事後報告で対応させていただいている追加配分のルールがございます。配分の75%を超えた場合に追加配分するというルールについては引き続き適用するという事でございます。その後、ただし書がございまして、ただし、IQで管理する部分については、こちらIQの趣旨として漁期当初にどこまで獲れるというのがはっきりしていると。そういう中で、各漁業者の裁量で計画的に漁獲していくという趣旨からすれば、追加の配分の対象とするというのは適切ではなからうということで、この事後的な追加配分から除外するという事でございます。ただし、それによって不利益が生じないようにということで、当初に一定数量を上乗せ配分するという考え方がございます。

こちら、詳細については「資料2-3参照」となっておりますけれども、75ページの方に飛んでいただければと思います。電子ファイルでお渡ししているウェブ参加の委員の皆様には、資料2の②のセットの最初になるかと思っております。75ページでございます。

75ページ、資料2-3、まず大中型まき網の中でどこの部分を漁獲割当て、IQによる管理とするかというのを示した概念図でございます。この縦軸というか、左側にありますとおり、こちらが海域と漁船の規模、あと漁法で区切っているところでございます。横方向、こちらが管理年度、期間で区切っているものでございます。これを見ていただければ分かると思っておりますけれども、海域としては北部太平洋のうち北海道沖を除いた部分、

千葉沖から青森沖の海域で、40トン以上の網船で1 そうまきの漁法で獲るものということで、あと期間については11月から翌年3月、これをI Qの管理区分とするということでございます。ですので、この緑色の部分がI Q管理区分、それ以外については引き続き総量で管理するということが、漁獲量で言いますと、大体8割、2割という比率になります。

続きまして、次のページでございます。こちらは配分の考え方でございます。T A C、国の留保を除いた分のT A Cをどう配分するかということでございますが、まず通常のルール、暦年の漁獲実績シェアで配分するということが、都道府県分と大中まきに1度配分すると。その中で、大中まき部分についてI Qの部分と総量の部分、これについては漁期年での実績の比率で配分するという形でございます。

続きまして、77ページでございます。こちら、I Q管理区分と留保との関係ということでございまして、先ほど申し上げたとおり、これまで国の方で留保、一定程度確保して、漁獲の状況に応じて、不足するところに追加配分をしてきたと。いわゆる75%ルールを適用してきたところでございます。令和3管理年度以降のI Q管理区分に係る扱いでございますけれども、こちら、先ほど申し上げましたように、I Qの管理区分については、追加の配分というのは適切ではないということで、追加の配分の対象としないということでございますけれども、その一方で、この留保の一部、このシェア相当分の半分でございますけれども、こちらをI Q管理区分の方に当初の時点で上乗せで配分をするということでございます。ただ、※印で「ただし未利用分は国の留保に戻す」ということございまして、こちら、3月末時点でI Q管理区分の操業は終わりますので、その時点で、この上乗せした分に未利用分があった場合については国の留保に戻して、その後の都道府県、あるいは大中まきの総量管理区分の追加配分に活用するという考え方でございます。

続きまして次のページ、78ページでございます。こちらは、I Q管理区分の、3月末に終わった時点での未利用分の扱いについてということで、このページでは、留保からの上乗せ分は除外して示しております。これまで、通年で総量管理区分、総量で管理してきましたので、3月末時点で未利用分はそのまま、その後も漁獲可能ですという形でございますけれども、令和3管理年度以降、このI Q管理区分については3月末時点でI Q管理区分が終わって、その基本となる枠の未利用分については、こちらについて、総量管理区分の方に移行して、この大中型まき網の漁業者の、総量区分で操業される方々に使っていただくという考え方でございます。

続きまして79ページ、こちらについては、先ほどの留保からの上乗せ分も含めた形での

未利用分の扱いということでございます。これ、場合分けをしております、上の（１）でございますが、こちら I Q 管理区分の実績が基本の配分、要は上乗せ分を除いた配分を超えた場合については、3 月末時点で残った未利用分というのは、これは上乗せから来ている、留保からの上乗せ見合いで付けたものということで、これは全ての量、国の留保に繰り入れるという形でございますし、下の（２）で、この漁獲実績が基本の配分より少なかった場合、要は留保からの上乗せ分まで届かなかった、そこまで使わなかった場合についてでございますけれども、こちらについては 1 つ前のページで御説明しましたように、基本の配分から来る部分の未利用分については、大中型まき網の総量管理区分に移行するということすし、留保からの上乗せに由来する部分については国の留保に戻すという形でございます。

この仕組み、この配分の仕組み上、国の留保からの上乗せという形にならざるを得ないので、見た目として I Q 管理区分に対するメリット措置のような印象を受けるかもしれませんが、国の留保というのは、そもそも、配分先の都道府県、あるいは大臣管理区分の当初の配分を圧縮して得ているものでございます。つまり、意味合いとしては、各配分先から拠出していただいている、あるいは国が徴収しているというような位置付けになります。これを原資として 75% の追加配分ルール of の仕組みを運用しているわけですが、今回、I Q の管理区分については、この追加配分の対象から離脱せざるを得ないということで、この見合いの留保への拠出なり徴収を引き続きやるというのは公平性の観点から適切ではないんだろうということで、こういった形で上乗せ、見合い分の徴収を免除するという意味において、その見合い分を上乗せするという形としているところでございます。

さらに、I Q 管理区分が終わった時点で、この上乗せに由来する部分については国の留保に戻して、皆さんでまた使ってもらおうという位置付けとしているところでございます。

I Q との関連でもう 1 つ御説明させていただきたいんですけれども、この資料の 9 ページの方に戻っていただければと思います。

I Q 管理区分に配分した先の個別の船に対する配分の考え方について、若干御説明をさせていただきます。

基本的には、法律にあるように、まず割当割合というのを決めて、それに基づいて年次の割当量を配分するという形でございます。9 ページの中ほどから、これは I Q 管理区分のことについて書かれているんですけれども、割当割合の申請期限、あるいは設定する日

というのが書いてございます。割当割合の有効期間は、「一の管理年度の期間」と書いてありますけれども、毎年見直し、当面は毎年見直しをするという形にする考え方でございまして、その下、④に「漁獲割当割合の設定基準」とございます。基本的に、これ申請をしていただいて割当割合を設定するんですけれども、この申請に上がってきた割合の合計が100%以下の場合については、申請されてきた希望の割合を設定するという考え方がアに書かれてございます。合計が100%を超える場合にどうするかというのがイに書かれてございまして、こちらについては船舶ごとに基準期間、これ過去5年を取ることにしておりますけれども、その5年間の11月から3月末までの期間の漁獲量の実績に応じて按分した割合ということと、船舶の数を基礎として、採捕の実態、将来の見通し等を勘案して、あと申請された数字を超えない範囲で配分するという基準を設定しております。

この基準の運用なり解釈については、別途、後日、通知を出して明らかにする予定としております。そちらについてはパブコメの対象とする予定でございまして。

太平洋系群、マサバ、ゴマサバの太平洋系群の御説明については以上でございまして。

続きまして、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」ということで、同じ資料の66ページ、別紙2-16と書いてある表に戻っていただければと思います。

こちらについても、一昨年から昨年にかけて開催したステークホルダー会合での結論を受けた目標、シナリオとなっております。漁獲シナリオの方、 β の値としては、いずれも0.95を用いるということでございまして、管理としては、マサバ、ゴマサバ一括管理ということですので。

先ほど太平洋系群になかったんですけれども、真ん中辺りの「漁獲可能量の算定」のところ、「外国による漁獲を考慮するための値」と書いてございます。こちら出てきたABCに対して、マサバ対馬暖流系群は0.7、ゴマサバ東シナ海系群は0.95、この係数を掛けたものをベースにTACを設定するという形でございまして。

その他については、先ほどの太平洋系群と同じでございまして。

続きまして、令和3管理年度のTACとその配分について御説明をいたします。

資料3-1のセットの方を見ていただければと思います。

こちら表紙をめくっていただいて、次のページからが告示の案となっておりますけれども、説明については15ページ、「資料3-2」と右肩に書いてあるものを御覧いただければと思います。

基本的なTAC設定の考え方は、先ほど申し上げた漁獲シナリオにより導かれるABC

の合計値ということでございまして、真ん中辺りに表がございしますが、令和3管理年度のTACとしては、「まさば及びごまさば太平洋系群」については59万6,000トン、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」については17万8,200トンとしたいと考えております。

その下は、各系群についての漁獲シナリオ、目標値等々書かれております。

次の16ページの下、参考2として近年のTACの推移を書いております。

続きまして17ページ、配分（案）ということで、いずれの資源についても2割、国の方で留保枠とするということで、あと3か年、過去3か年の実績比率に応じた配分ということでございます。

続きまして18ページ、19ページの方に、それぞれの資源についての配分の案をお示しております。先ほどの御説明したIQへの上乗せについては、この太平洋系群の方の括弧書きで、上乗せ配分後の数字を入れております。

あと、ちょっと両資源見ていただけると、都道府県への配分、非常に少ない県にも数量で配分をしております。こちらについては基本は、上位8割に入っていない都道府県については「現行水準」というのが基本的な考え方ですけれども、一部の都道府県から数量明示にしてみたいというような希望がございましたので、数量明示にしております。

注記の中で、「ただし、都道府県が希望する場合には数量を配分する」と書いてございますが、これ、今後出てきたときには、諮問をさせていただいて、数量明示に切り替えるということもあり得るといふふうに考えていただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのマサバ及びゴマサバの御説明について、何か質問等ございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。2つ質問があります。

1つは、新しく資源評価したわけなんですけれども、この数値というのは一昨年、昨年の資源評価で出てきた予測のABC、あるいはTACと似たような数値になっているのかどうかという点。サンマでは大分変わったわけですが、新しい評価になって。

それから2点目は、太平洋のマサバについては中国、ロシアも獲っているわけで、それについてNPF Cで勝手に獲るなというふうに主張してもらおうというお約束もあったように記憶しているんですが、この辺はどのようになっているのかという、この2点について。

○山川分科会長 まず昨年の値とどうかという点については、船本副部長でよろしいですか。

○水研機構浮魚資源副部長（船本） はい。

昨年の値がどう変わったかについてなんですけれども、資源評価報告書の、たしか補足資料8には示させていただいていると思うんですけれども、その中で、ただABCについてはどのように変化したかというのは示しておりません。その理由としては、純粹に今回は資源評価の内容とか、あとは結果というものを検証する上で科学的な情報量を増やしたいということで、そういった情報を載せたので、ABCについてはどのように変化したかというのは実際には載せていない状況です。

そのほかの具体的な数値については今手元にはないんですけれども、動いた数値もあれば、動いていない数値もあるという。例えばですが、すみません、今手元にないので。

ただし、補足資料8には示されていると思います。もし、お時間を頂ければ、後ほどお答えさせていただきますけれども。

○田中委員 いや、後でもいいです。多分、漁業者が知りたいのは、どれぐらい動くかというのは多分知っておきたい内容だと思うんです。すごく動くものなのか、大体その付近なのか。動くのはしょうがないんだけど、そういう情報があればなと思ったので、質問させていただきました。

○山川分科会長 あと、NPFCに関することは福田交渉官でよろしいでしょうか。

○国際課漁業交渉官 はい。NPFCのことについての御質問に対するあれでございます。

NPFC、条約水域が公海でございますけれども、公海において、マサバを対象に操業する漁船の許可隻数を増やさないとといった措置が導入されておまして、ただ、現在公海でマサバを対象に操業しているのは中国漁船主体でございます、ロシア漁船についてはほぼ操業していないような状況でございます。

公海においては、歴史的な許可隻数の水準を超えないように各国が管理するという措置が合意されているところでございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

坂本委員。

○坂本委員 公海のことについてはそれでいいと思うんですけれども、それではロシアの近海、EEZ内の資源、それに対して漁獲されているということで、以前に私、それに関しても質問と、それから意見を述べさせていただいたわけなんですけれども、その後、ロ

シアとの関係というか、それについての考え方なりはどのように変わってきているか。また、何か新しいことをやられているかというようなことについて、日本のというか、自国の船に関しては、こういう I Q であるとか、様々な新しい取組方というのをやっていくわけであるので、是非ともこの E E Z の中で他国の船が同じ資源を獲るということに関して、しっかりした資源管理をその国に対してもやっていってもらわなければ、これは自国の船だけに関しての厳しい措置というようなことではなかなかその業界で、この先もそれでいいですよという話にはなっていないと思うんです。ですから、それについて何か考え方があれば、お伺いしたいなというように思います。

それからもう 1 つ、I Q についてですけれども、もともと I Q は船の収益性の改善であるとか、さらにまた、資源管理をしっかりやることであるとか、そういうことというのが目標になっているというように思うわけなので、ただの、要するに数の管理だけじゃなくて、実際に船の収益性がどういう具合に変わっていったのかということであるとか、又は資源管理にしても、サバの小型魚を獲らないというようなことというのも 1 つの I Q の目的であるということからすれば、そういうものに対しての、水産庁として業界に対しての調査というようなものというのをどういこうに行っていく考えであるのかというようなことについてお伺いしたいと思います。小型魚を獲らないことであるとか、それからまき網の方々が収益性がよくなるということは、実は沿岸の漁業をやっている釣りのサバの人たちにとってみても決して悪い話ではないと私は思うんです。同じ資源を使っているわけで、様々なまき網と、それから沿岸小型との協定というのがあるわけなので、まき網の人たちにもちゃんとした収益の改善、又はその資源の管理ということにおいては、小型魚を獲らないということとかが推進されていっているというようなことというのは、ただ、I Q で管理しています、というやっている感じじゃなくて、実際にそれだけのことをやっているんだからというようなことで、まき網の方からも小型の方々にそういう話ができるというようなことであるとか、また小型の人たちもそういう点に関して評価していくというようなことという姿ができていくというのが一番いいことなんだと思うんです。そういうことを I Q をまき網がやることによって、そういう新しい世界が生まれていくというのは私としては理想じゃないかなというふうには思っているんで、その辺のところについて水産庁の考え方をお伺いしたいと思います。

○山川分科会長 藤田資源管理部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

まず、ロシアとの関係の話につきましては幾つかポイントがあると思います。

1つは、対ロシアに対して、全体としてどれだけ割当てをするかというのがありまして、これは交渉事でございますけれども、昨年の年末の交渉におきましては、かなり日本の漁業管理制度が変わったんだという話を大分言い込みまして、それで相当議論をしたという形で、向こうも日本の制度が相当変わってきているんだということは認識をしているんだと思います。

あと、対ロシア漁船に対する日本の200海里水域での割当てにつきましては、従来から個別に割当てをしておりますので、そういった意味では日本漁船より先に個別割当てをしている。ただ、実際には管理を、では洋上で獲っている量を確認できているのかという話につきましては現地の方でも相当御指摘を頂いております、特に昨年はコロナの影響で外国漁船に乗り移るといのは外国に行くのと同じことになってしまったものですから、なかなかうまく対応できませんで、今年はそういうことでは駄目だろうということで、あと相当大きな船が来ますので、しっかり管理をしたいということで、関係の部署と改善に向けて検討させていただいているということでございます。

あとIQ実施に当たりまして、どういう獲り方をするかといいますか、そういった面につきましては、現在、まき網業界さんとも意見交換をさせていただいております。まき網漁業におきましては、これまでも試行的にいろいろ資源回復計画ですとか、自主的なIQという取組をやってきた中で、小型魚をたくさん獲るよりはというところは漁業者の方に認識が大分湧いてきているんじゃないかというふうに思っています。

ただ最近、かなり聞いておりますのは、大型魚が余りいないものですから、年齢を経たやつも割と小さいということで、獲り分けるといのか、そういったことがしにくいという話は伺っております。ですけれども、実際に今後IQをしっかり定着させるという意味では、小型魚ばかり獲ってということじゃないですよねという話はいろいろ我々とはさせていただいております、TAC、IQの中にぎしっと入れられるかどうかは別ですけれども、せっかくやるIQが漁業全体にとっていいものとなるように、それはしっかり我々の方もまき網業界さんと努力をしたいというふうに考えております。

○坂本委員 IQについては今後ともよろしく調査、それからまき網の方々の話合いというのを続けていってもらいたいなというように思います。確かに、サバの方の資源が増えているせいなのか、4歳魚、3歳、4歳という、そういうような魚であってもサイズがちょっと小さいんじゃないかというようなことは実際に獲っている方々から話は聞いてい

ますけれども、要するに、単純に小型魚というだけの話じゃなくて、やはり若い魚と、まき網ですからなかなか難しい部分はあると思いますけれども、そのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、あとロシアの件ですけれども、これに関しては正にやってもらひしかないのかなというように思ひます。今年が、去年からコロナでこういうような状態になっているのは十分理解して思ひますけれども、確かにおっしゃるように、かなり大型のトロール船ですので、威圧感というか、小型の船からしても、又はまき網だけじゃなくて、その他の漁船にとってみても、すぐ近く、正に同じ漁場で操業して思ひますので、要するに相当な威圧感というのがあるわけなんです。そのところが、「どういふものを獲っているんだ」と言うのと、「サバを獲っていますよ」という話なんだけれども、実際のところちゃんと管理しているの、日本の同じ漁業者からすると、こんな近くで獲っていて、日本が何でちゃんと管理できていないのというような話になってしまうので、その辺のところをしっかり地元でも私も説明できるようにしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員

先ほど、まさばの資源状況、中国の許可隻数を増やさないという話があつたが、さんまについても、まずそこから話が始まったわけです。ロシアのEEZの話を含めて、まさばについても今後資源状況を良く見ていただきながら、危なくなったときに各国にももの申せるように、資源調査に基づく評価をしっかりしていると言えるようによろしくお願ひします。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

川辺委員。

○川辺委員 ありがとうございます。すみません、ちょっとお伺ひしたいんですけれども、資料2-1の11ページの上の段の14というふうにページが書いてあるところで、まき網を使用して北部太平洋海区において収益性の実証をするという、そういう方たちに許可、資格を与えられるということだと思ひますけれども、この収益性の実証についてはちゃん

とおやりになるという算段はつけられていらっしゃるものなのでしょうか。

○山川分科会長 これは、魚谷資源管理推進室長でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 はい。この収益性の実証の試験操業について、これは前のページ、10ページの方からも出てくるんですけども、これは、いわゆる資源管理分科会でも御報告しています、「もうかる漁業」、あるいは「がんばる漁業」の中での操業の実績も、10ページの方については、そのIQの割当割合を設定するときに通常の操業と同じように計算しますよというようなこと、あと11ページの方については、この割当割合を設定する対象になりますよということで書かせていただいているということでございます。

○川辺委員 ありがとうございます。IQをやることによって収益性が上がるということを実証できるかどうかということによろしいんですね。

○資源管理推進室長 こちら、「もうかる漁業」等の枠組みの中で、どういう効果があったかというのは、当然そこも含めて、収益性の事後検証というのはやられるということでございます。

○川辺委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員ロシア漁船の出入域の際、日本のEEZに入ってくるロシア船のチェック・ポイントというのはどこにあるのでしょうか。出入域のチェックというのはどこで、どのような形でやっておられるのか。出るときに積荷のチェックをしているのか。仲積船がいれば、仲積船の積荷のチェックというのは、どこの機関がどのような形でやっているのか、教えていただきたい。

○山川分科会長 藤田資源管理部長。

○資源管理部長 ロシア船につきましては、そういう運搬船も含めまして、チェック・ポイントというのは基本的に太平洋に2か所設けています。そこにロシアと同じように日本の取締船がいる。いない場合は、一定の時間経過したら通っていくという、そういう形になっております。

あと、今後の管理といたしましては、そういう大きな船が転載をするみたいなときにどうやってしっかりチェックするかというのは、これは我々の方の課題だというふうに認識をしております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

柳川特別委員。

○柳川特別委員 柳川です。ありがとうございます。

ページ数はちょっと分からない。さっき魚谷さんの説明で、I Qは漁業者が申請をするという説明があったと思うんです。個別に出すんだ。それが100を超えたらどうのこうの、100超えなかったらといろいろ書いてあったと思うんですけれども、基本的に今さっきの説明だと、今まで、過去5年間の漁獲実績が、11月から3月までの1船団というか、漁獲実績で、国が決めた比率じゃなくて、で、本人が要らないと言ったら、少ない申請をするという場合があるということなのかしら。そこがちょっと分からないんですけれども。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 漁業法で、漁獲割当割合の設定については、基本、申請ベースということになっています。それぞれ何%欲しいというのを申請していただくわけですが、その合計が100%いかなければ、そのままつきますよということでございます。一方で、そうじゃないときにはこういう基準で、というのはあらかじめお示しをします。

先ほど、このサバについては、過去5年の該当期間のシェアと隻数等々を勘案してということでございます。ですので、申請する際に、当然、その基準なり、その基準を分かっていた上で申請されるということで、無理な数字、例えば1人で100%欲しいとか、そういうことを出す人はいないと思うんですけれども、そういう形での対応となります。

ですので、個々にその基準と自分の実績とを照らして判断いただいて、申請を頂くと。幸いにして、それが100%に達していなければ、そのまま割当割合は設定しますし、そうでなければ、基準に従って、今回の場合で言うと、実績なり隻数を勘案して、それに基づいて割当割合を設定しますという、そういう考え方でございます。

○柳川特別委員 あともう1つ確認。試験的なことで、これは今後、国の方でやるんでしようけれども、それぞれ船団ごとの融通——融通というか、今回、今年はこれ何にも書いていないんですけれども、この期間で、例えば本当にもうちょっと欲しいんだと言ったときに、例えば隣の船団が余っていればというふうな、例えば出たときに、例えば1か月ぐらいいまだ漁期があるのに、では、この漁場離れてみたいところに現実的になっちゃったときに、では俺の船団はまだ余っているからいいよみたいな話がついたとき、調整がついたときの対応というのは、今回ここに何も書いていないんですけれども、それはもう今回は絶対駄目ということなのか、そこは、まき網の組合さんの方でいろいろできるのか、その確認だけしたいんですけれども。

○資源管理推進室長 IQの管理で、漁獲割当割合の方は、これは船と一緒にじゃないと他人に譲渡できないというような形になっておりますけれども、それに基づき毎年設定する年次割当量については、認可手続は必要ですけれども、移転は可能ということになっております。ですので、そういう形で当事者間で合意ができれば、手続を踏んでいただいて移転をやっていただき、漁期、この管理期間中ですけれども、やっていただいて使っていたくということになるかと思えます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

あとウェブから谷委員が御発言があるということですので、谷委員よろしく願いいたします。

○谷委員 御発言の機会を頂き、誠にありがとうございます。

今回の分科会は、新漁業法に基づく公的IQ制度の我が国周辺海域での導入・定着に向けて大変重要な場であると感じております。大中型まき網業界として、今回、北部太平洋のサバ類で初めて公的IQ管理に取り組むわけです。これまで自主的なIQの経験があるといえましても、未経験の公的制度の下で、また水揚げの変動が大きいサバ類の管理のため、未知の部分を抱えて、関係者も不安を持っていることも確かです。

いずれにしましても、資源の有効活用と成長産業化に向け関係者で話しながら、まず今漁期の適切なIQ管理に向けて取り組んでまいりますので、水産庁には引き続き御指導を頂きますようお願いいたします。

また、私たち業界としては、新たな資源管理の下、加工・流通業者との連携強化等を通じて、大中型まき網漁業の成長産業化に向けた取組を進めていくこととしておりますが、構造改革をはじめとした国としての支援強化についても、是非よろしく願いをいたします。

令和2年漁期からのサバ類へのMSYを目指した新たな資源管理の導入に際し、私たちは北部太平洋公海や東シナ海での関係国と連携した資源管理の早期実現を要望し、国としてもその努力を行うことをお約束いただきました。この1年間の具体的な取組とその成果について、北部太平洋の方はかなり御説明を頂いているとは承知をしておりますが、あと東シナ海、日本海のそれぞれの海域ごとに御説明を頂ければと思えます。

以上です。

○山川分科会長 力強い決意表明を頂きました。あと御意見ということで。

藤田資源管理部長。

○資源管理部長 すみません、藤田でございます。

今、谷委員から御発言を頂きましたように、我々の方も新しい漁業法に基づく近海での公的なIQという意味では、新しく導入するという意味では初めての試みでございますので、これが将来の漁業につながるように、漁業者の方としっかり意見交換をしながら、改善をしながら進めていきたいと思っております。

それと、引き続きそういう必要な支援というものは維持・強化すると、改善していくという形で取り組みたいというふうに考えております。

それと、北部太平洋のサバの話は先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、東シナ海、日本海、こちらにつきましては、特に谷委員から御心配の向きは、恐らく中国との関係だと思えます。中国との交渉につきましては、御承知だと思いますけれども、相互入漁の条件ですとか、資源管理措置といった面でかなり厳しい課題といえますか、そういうものがございまして、それに加えて、近年では日本海における違法操業問題、これが非常に深刻化しておりまして、交渉自体が非常に厳しい状況になっております。

そういった意味で我々としましては、そういう中でございますけれども、去年は関係国に対しまして、中国に対しましても、改正漁業法に基づく資源管理措置の強化につきましてしっかり向こうに通報して、説明をするということはさせていただいております。

いろいろな機会を捉えまして引き続き——まあ、交渉事でございますので、ここでこうします、ああしますとは申し上げられませんが、しっかり資源管理が少しでも前へ進むように、我々の方も努力をいたしたいというふうに考えてございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。

山内特別委員。

○山内特別委員 すみません、ありがとうございます。

基本的な質問で恐縮なんですけれども、マサバとゴマサバと、かなりしっかり個々に資源評価もあって、それから漁獲方策なんかも固まってきて、それが導入されていくんだと思うんですが、採捕の実態を勘案して、マサバと、ただゴマサバ一体的に管理されていて、最終的にはTACが一括されて出てくると。恐らく実態としてこうやって管理が十分されていると思うんですけれども、資源管理の実効性を担保するためにモニタリングですとか、管理・監視体制ですとか、実際のチェック体制みたいなのはどういうふうになっているのでしょうか。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 はい。

これまでのところは、管理上はあくまでも、マサバ、ゴマサバ一括でということですので、例えば、直接の漁獲報告とかは一本でやられているという状況です。

一方で、水研機構の皆さんを中心として行う資源評価の中では、いろいろな混獲率というか、そういったものをベースに、漁獲量どれだけ出すというのを出しているという状況でございます。

今回、太平洋について、ゴマサバは限界管理基準値を下回っていて、再建計画を作成するということですが、そういう中で、ゴマサバの方の漁獲が急増しないように監視体制というか、そういったことは、再建計画を作る中で何ができるか、あるいは何をすべきかということは考えていく必要があるかと思えます。

これまでの状況を見ますと、2019年漁期までの実績で見ますと、TAC設定時の評価結果に基づくABCを上回っているという状況はないようでございますけれども、ゴマサバに分離したときのABCがかなり下がっておりますので、そこはということが可能かについて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山内特別委員 ありがとうございます。海外の事例で、IQだったり、TACを導入していくときに、複数魚種を対象とするときに混獲のクォーターみたいなのを超えると、その漁業自体をストップしないといけなくて、非常に現場が混乱しているというお話も聞いたことがあるものですから、その辺りがソフト・ランディングできるようなシステムになるのがいいのかなというふうには思っておりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ウェブの方々、いかがですか。

では、特にないようでしたら、「まさば及びごまさば太平洋系群」、それから、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTAC設定とその配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「ずわいがに太平洋北部系群」について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

すみません、先ほどマサバ、ゴマサバのところで、私、パブリック・コメントの結果について御紹介するのを失念しましたので、今、御報告したいと思います。

こちらについては、マサバ、ゴマサバの太平洋系群に関してのみ意見がありまして、内容としては、I Q管理区分への当初時点での上乘せについて、公平性の観点から懸念がある、あるいは大臣管理区分の中でやりくりすべきじゃないか、というような御意見がありましたけれども、私どもの考え方としては、先ほど私から御説明したとおり、不利益が生じないようにするというのは必要だということで、そこも踏まえた諮問ということでございます。

続きまして、ズワイガニでございますが、各資源ごとに説明をいたします。

まず、ズワイガニ太平洋北部系群の資源評価結果について、水産研究・教育機構の森部長から説明をお願いします。

○水研機構底魚資源部長（森） 底魚資源部長の森から説明させていただきます。

資料はクリップ留めされている大きい資料の通しページでいくと107ページ、資料2-10になります。

お時間が余らないということですので、重要な部分をピックアップして御説明させていただきます。

まず2枚めくっていただいて、111ページ、資料ごとの番号でいくと10のところにもまずこの資源の分布状況があります。

この資源は、東北の太平洋側、水深150から750の比較的深い所に分布しておりまして、分布域は、それでも宮城と福島沖が主体になっています。

この資源の漁獲量の推移なんですけれども、1枚めくっていただいて11番になります。かつては300トン近くまでいくことがあって、200トンを境にして比較的安定していたんですけども、震災によって漁獲の主体の福島県が御存じのように試験操業というか、操業が大きく変更になりましたので、近年の漁獲というのは非常に低い水準で推移しております。これは資源状況ということもあるんですけども、漁業の実態が大きく変わったことによる影響が大きいというふうに考えております。

この資源は、その下の12にありますように、調査船調査によって面積密度法で資源量を

推定して、その後、統計学的解析を行って資源量を推定しております。

1枚めくっていただいて、114ページの15番です。ここに漁獲対象となる資源量と親魚量の推移というのを示させていただいております。

実は、2011年、震災によって漁獲は大きく下がるんですけども、その前、2009年辺りから、実は徐々に資源量が落ち込んでいくという結果が得られております。特に親魚量、右の折れ線になりますけれども、どうも震災の前辺りから環境的に変わってきて、近年なかなかいい加入が入らないという状況に落ち込んでいるのがこの海域の特徴です。

その原因としては、その下の16に少し書いてありますけれども、どうも自然死亡率ですね。人間の漁獲によらない死亡というのが上がってきているのではないかと。これは我々が行っている資源解析で自然死亡係数も直接推定する方法を取っているんですけども、どうも震災の前、2000年代になってから徐々にこの自然死亡率が上がってきて、近年は比較的高いところにあるというふうに考えられています。そのため、なかなか資源が回復しない。もうほとんど漁獲がないにもかかわらず、資源が増えてこないというのが、これが原因ではないかというふうに考えられているわけです。

これ自身は、試験操業を行っている現場の漁業者さんも、やはりいい加入がないというのは同様の御意見のようで、調査結果と現場の実感というのが合っているということになります。

ただ、こういう状況ですと、116ページ、そこにありますように、たとえ漁獲を行わなくても、なかなか資源量、親魚量が増えないと推定されておまして、このような状況ですと、さすがにMSYとか、そういうものを設定できる状況ではないということで、今回新しい管理に移行する年ではあるんですけども、この太平洋系群に関しては設定不能ということで、提案することは困難という結論を出させていただいております。

以上でございます。

○資源管理推進室長 続きますして、私の方から。資料2-1のセット、67ページを御覧いただければと思います。

まず基本方針の別紙の方の考え方について御説明をいたします。

ズワイガニ太平洋北部系群でございますけれども、現状、自然死亡率(M)が非常に高く、漁獲がゼロでも回復しないということ、あとその予測も困難ということでございまして、目標管理基準値、限界管理基準値は定めることができないということで、法律で言うところの、その他の目標を定めるということで、2つ目の「資源管理の目標」でござい

ますが、令和元年の資源量を目標値とすると。これは令和2年の資源評価において436トン、ここを下回らないようにという形での目標設定としております。

続いて漁獲シナリオでございますけれども、こちら令和元年の資源評価の中で頂いている科学的な助言ということで、目的とする操業を避ける、ということでございます。シナリオとしては、震災以降、ズワイガニを目的とする操業を行われていない、そういう現状を鑑みまして、平成23年以降の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量算定と。要は、やむを得ず獲れる混獲分を認めましょうというような考え方でございます。

ほかの大臣管理区分、あるいは配分の基準については、基本的なパターンと同じと考えていただければと思います。

続きまして、令和3管理年度のTACの設定・配分について、資料3-1からのセットで御説明をいたします。資料3-1のセットの21ページ、右肩に「資料3-3」と書いているものでございます。

考え方としては、ズワイガニを目的とする操業が行われていない平成23年以降の最大漁獲量、こちら2017年の12.7トンというのが最大の実績となりますけれども、これを考慮して漁獲可能量を算定するということで、若干余裕を見まして20トンという形での設定とさせていただきたいと考えているところでございます。

その下に基本方針別紙の方のシナリオと近年の推移をお示ししてございます。

配分については、過去3か年の実績ベースでということで、次のページの方に、この20トンをお合底びき網漁業及びずわいがに漁業は17トンということと、宮城県に「現行水準」という形での配分という案としております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ありましたら、よろしく申し上げます。

川辺委員。

○川辺委員 御説明ありがとうございました。

ズワイガニが減っているというのはよく分かったんですけども、この配分について、今実績から宮城県のみというふうにあるんですが、これは福島県の方からは何もないものなんでしょうか。つまり、試験操業を終えて通常操業に戻ろうと今やっぴらっしゃるところだと思っておりますけれども。

ということで、実績は試験操業でしかないという勘定になるのかなと思っておりますけれども

も、その辺はどういうふうに整理されていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○資源管理推進室長　こちら福島県沖の漁業、これは沖合底びき網漁業で獲られていると――まあ、獲られているというか、獲れているという状況でございまして、こちらについてはこの配分する17トンの範囲でという考え方になるというものでございます。

○川辺委員　そっか、そっか。失礼しました。分かりました。すみません。沖底の方で配分されていらっしゃるんですね。失礼いたしました。

○山川分科会長　ほかにございますでしょうか。

ウェブの委員の方々もよろしいですか。

では、特にないようでしたら、「ずわいがに太平洋北部系群」に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTAC設定とその配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長　特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「ずわいがに日本海系群A海域」について、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長　それではまず、ズワイガニ日本海系群A海域の資源評価結果について、水産研究・教育機構の森部長から御説明をお願いします。

○水研機構底魚資源部長(森)　引き続き、森から御説明いたします。

ズワイガニA海域については、資料2-11、ページで言うと117ページからになります。まず121ページ、四角で囲っている番号で10番からです。

まず分布水域なんですけれども、能登半島より以西の海域というのをA海域として区分して管理しております。

1ページめくっていただいて四角の11ですが、漁獲量と漁獲尾数について示しております。データとしては、漁獲量は1999年から、漁獲尾数としては2004年からということになっておりますが、この海域、尾数としては小型の雌の方が多くなっておりまして、あとは雄の方は重量的には多いんですけれども、尾数としては少ないです。

近年、特徴としてはミズガニの比率が大分下がってきて、比較的値段が高いものを獲るように選択されているということになります。

下の12が現在の資源状況を示しております。データとしては1999年からのデータになりまして、雌、カタガニ、ミズガニということで雌雄別に資源量が出ておりまして、右側が

親魚量ということで、これが管理上重要な親の量として出させていただきます。

近年は比較的親魚量は高い水準で推移しておりまして、直近2019年は4.1千トンということになります。

この結果、この親の量、それと加入の状況というのを基に再生産関係というのを仮定していくんですけれども、それが隣の123ページの13になります。

今回仮定したのは、過去のデータに基づいて、リッカー型という一般的によく使われる再生産型の一つでございますけれども、そちらの方を選択させていただきます。

この再生産関係に基づいてMSYというものを将来予測で計算したのが、その下の14番になります。大体いろいろな漁獲圧を掛けて将来予測する中で、大体一番いい、平均して高い漁獲を与えられるのがMSYなんですけれども、そのときの親の量が大体3,000トン。そのときに期待できるのが3,700トンという形で推定されております。

これが新しい目標ということになりまして、1ページめくっていただいて15、上の方にあるのが神戸プロットということになります。

先ほど、さばのところで御説明がありましたように、右下の緑の部分に資源とか漁獲の状況があると非常に望ましいということなんですけれども、直近の2019年は親魚量は目標となるMSY水準よりも高く、また漁獲圧も目標となるMSYを達成する漁獲圧よりも低いということで、非常に良好な状況で資源及び漁業は維持されているというふうに判断されます。

125ページのところに、通常ですと、例えば親魚量がMSY水準よりも高いところにありますので、一定の漁獲圧を掛けて獲るという形のルールというものを皆さんに御提案することになります。それがここに書いてあるような漁獲の強さとか、それで期待できる漁獲量なんですけれども。

ページをめくっていただいて、ステークホルダー会議というところで、獲り方についていろいろな御意見を頂きまして、それを個別検討させていただきます。それが127ページからの検討事項になるんですけれども、1枚めくっていただいて128ページ、下の24番になります。これがこの後御説明いただくものにもなりますけれども、これが2021年の漁獲量を3,000トンで固定して、2022年以降は β 、これはFのMSYに掛ける係数になるんですけれども、0から1の範囲で変えていくと。ですから、要は2021年は3,000トンを獲得なんですけれども、2022年からは資源に応じて一定の漁獲圧で獲るというシナリオというのがこちらになります。

平均親魚量の右に書いてあるのが2030年目標管理基準値。ここで言うと、MSYを達成する親魚量ですけれども、それを上回る確率が書いてあります。さすがに1ですと5割を切るんですけれども、0.9以下であれば5割以上の確率で達成できると。そういうものを表した資料になってございます。

以上でございます。

○資源管理推進室長 続きます、資源管理推進室長です。

資源管理基本方針の別紙とTACの設定について御説明いたします。

まず資料2-1のセットの68ページ、「別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域」となっているものでございます。

基本的に資源管理の目標については、研究機関の方から御提案いただいたとおりのものとなっております。

漁獲シナリオにつきましては、基本的な、50%以上の確率で、10年後に目標管理基準値というのは変わりませんが、シナリオとしては若干変則的なものを採択しております。

初年度、令和3管理年度については漁獲可能量3,000トン、2年目以降、令和4年以降については β は0.8で管理していくというシナリオでございます。こちらについてのステークホルダー会合での議論について、若干御説明をさせていただければと思います。

同じ2-1のセットの後ろの方、161ページを御覧いただければと思います。ウェブで、電子ファイルでお送りしている委員の方々には、資料2の④のセットになるかと思っております。

こちら、ステークホルダー会合の議論では、この一番上、この161ページの下のスライド、これの一番上にベース・ケースとございます。 β 0.9、0.8で計算した場合、例えば0.9の場合、初年度は3,500トンですけれども、将来予測としては2年目に2,900トンに1回落ちて、その次に3,700トンにまた復活すると。こういう、下がって上がるというような状況、そういう予測になっていたということで、関係する漁業者の皆さんからは、この下がり上がりが何とかならないのか、ということで、いくつか試算をしていただいたというものでございます。追加試算①、あと②から⑤とございます。

①については初年度3,000トン、2年目以降 β で管理というものと、追加試算の②から⑤は2,800トン、3,000トン、3,200トン、3,400トンで3年固定して、その後 β 管理、 β で管理・調整していくというものでございます。

こちらについて試算の結果、 β が0.9以下であれば、いずれも10年後に目標管理基準値

を上回る確率は50%を上回るということでございました。ただし、3,400トンで3年固定した場合には、2022年にこの3,400トンに対応するFが F_{msy} を超えるということに、そういう結果でございましたので、水産庁としては、この3,400トンで3年固定で、その後 β 管理というシナリオを除いたものであれば採択可能だという考え方をお示ししたものでございます。

その結果として、初年度3,000トン、2年目以降 β 0.8で管理というシナリオを採択したものでございます。

68ページの方に戻っていただいて、大臣管理区分等は先ほどの太平洋の方と同じでございます。

イレギュラーなものとしては、一番下の漁獲可能量の配分の基準でございます。通常、基本パターンですと、漁獲量の上位8割に含まれない都道府県については「現行水準」の配分としておりますけれども、このズワイガニについては従前より行われてきた数量管理の効果を維持するためということで、従前からのやり方を踏襲して、漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については数量明示での配分ということでございます。

また、一番下の国の留保、こちらについては、数量を明示した都道府県、大臣管理区分の間で合意がある場合等、必要に応じて留保から配分するという考え方でございます。

続きまして、令和3管理年度のTACとその配分でございます。

資料3のセットの方に移っていただいて、23ページ、資料3-4と右肩に書いてあるものでございます。

TACの数字ですけれども、先ほど申し上げたとおり、初年度3,000トンということになっておりまして、下に近年の推移が書いてございます。

配分については基本的なパターンで、過去3年実績に基づく配分ということで、25ページにこの配分の案をお示ししているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

質疑応答ですけれども、まずウェブの船本特別委員から御発言があるということですので、船本特別委員よろしくお願ひいたします。

○船本特別委員 鳥取県の船本です。発言させていただきまして、ありがとうございます。

今、室長さんからもいろいろとお話しいただいたように、TACの改定につきましては、3回にわたって地元でステークホルダー会議の開催を頂いたりして、かなり丁寧に御説明

いただいたのではないかというふうに思っております。

その中で、先ほど御説明ありましたように、シナリオの、算出いただいたABCに基づいたTACなんですけれども、現場の者とすれば、理論値で出てきた数字をそのまま、それで向かうというのはいろいろ、数字が余りにも上下するんで、数字上はそうかもしれんけれども、それでは実務というか、実際漁をする身としては、毎年どういう対策を打っていかなきゃいけんかということを考えるについて非常な労力を要するというで、何とかこれを、上がったりがったり下がったりをもう少しマイルドに、あるいは前年に対して少ない上がり、あるいは下がり収まるような格好でならんのだろうか。いろいろな関数を掛けてみてもらったり、あるいは水産庁さん、水研さんなりに調整係数を持ってもらって、それで調整していくとか、いろいろ考えてもらった結果、御迷惑を掛けて複数シナリオを御用意いただいて、みんなで考えてできた数字というふうに我々も捉えておりますし、これに向かって今年は、前年が3,400トンのTACでしたので、実際3,000トン、来漁期は3,000トンに落ちるんで、12%ぐらい落ちるといようなシナリオですけれども。でも、将来の数年先の落ち込みを考えたら、今抑えていくことが将来の資源保護にも、継続的な漁獲にもつながっていくんじゃないかということで、漁師の漁獲の意欲もですけれども、カニというのはやっぱり裾野、関連企業の、関連業界の多い産業だと思っておりますので、いろいろな観光であるとか小売、仲買、ロジスティクスとか、いろいろなところの関係業界に御迷惑を掛けんように、マイルドな動きをするような格好にさせていただきました。ありがとうございました。

それで、実はこの19日に鳥取県では各港の責任者を呼んで、この話をしました。3月12日にも、最後のステークホルダー会議の資料を使わせていただいて、鳥取県の水産試験場の方から説明していただきました。ただ、結果は残念ながら、全く分からぬというのが現場の意見でした。

つまり、何が言いたいかというと、私も何回も何回もMSY、 β 、それからFmsy聞いて、話を具体的に出てきて、やっておるわけなんですけれども、その場その場では納得したつもりでおるんですけれども、やっぱりこれは自分らが納得するんじゃなくて、納得できる説明ができるようにしていただけないかなというのが実感なんです。各漁場の船首さんには、責任者の方には、分からぬということが理解できるぐらい難しい説明なんだから、分からぬという素直な反応であって、それは当たり前だということで納得いただいたんですけれども、一応出てきた数字は12%ぐらいの減だよということで、そこで納得していただ

くわけなんです。

つまり、これからズワイガニだけじゃなくて、ほかのたくさんの魚種でTAC移行になるわけで、こちらのときに説明をなるべく漁業者に寄り添った形でしていただけますように、何とかお願いできんかというふうに思った次第なんです。

このズワイガニのA海区についてはもちろん異存はないですし、自分らが希望した数字でもありますので、是非これに向けて頑張っていきたいというふうに思います。ただ、今後のTAC移行の他魚種については魚種魚種、あるいは漁場漁場でいろいろな事情があると思いますので、引き続き丁寧に説明を頂けたらというふうに思いますので、そちら意見として申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

説明が何段階にもなっていくと、非常に難しい側面もあるのかということですがけれども、資源評価結果等の説明につきまして、森部長の方から何かコメント等ございますでしょうか。

○水研機構底魚資源部長（森） 新しい漁業法におけるMSYとかというのは決して新しい話ではなくて昔からのものではあるんですけども、実際に管理に使われるときに皆さんの受取方が大分変わってきたのかなと思います。今まで余りにされていなかった部分も皆さんすごく興味を持っていただいている。そういう意味では大きな変化の時代なんだと思います。

我々機構の方も、資源評価とかいろいろな場で説明する機会はあると思います。その上で、例えば現場から事前にリクエスト等を頂いて、例えばこの部分が分からないとか、それについてまた資料を作ったりとか現場で御説明したりとかということを重ねて、細かい数学的な部分というのはなかなか難しいとは思いますが、感覚としてこういうものだということがなるべく理解できるようになるように我々も努めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○山川分科会長 では、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、「ずわいがにの日本海系群A海域」に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTAC設定とその配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「ずわいがに日本海系群B海域」について、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 それでは、ズワイガニ日本海系群B海域の資源評価結果について水産研究・教育機構の森部長から、御説明をお願いします。

○水研機構底魚資源部長(森) それでは、資料の133ページ、資料2-12からがB海域になります。ページめくっていただいて、136ページ目です。上の四角の7が分布状況を示しております。

今度は、この日本海のB海域というのは新潟県から北側の方を対象としておりまして、下に漁獲量の推移が書いてありますけれども、実は近年、漁獲量はかなり下がってきております。これは努力量が下がってきているとか、そういう理由等もございまして、一律に資源が減っているからというわけではないようです。

隣の137ページの上の9番に、暫定的ではあるんですけども、資源量を推定した結果と長期的なデータとして沖底さんのデータから出した資源量の指標値というものを並べて書いてあります。

実は資源量の方、調査から計算しているんですけども、なかなか海域の問題とか、特に若齢が獲れないとかというのもありまして、現時点では親と子の関係というのが解析できるデータがまだそろっていないというのが状況です。なので、これまでも、資源量としては左の図のデータを使っていたんですけども、長期的な水準とか、動向の把握というのは右側の資源量の指標値というものがおおむね正しいであろうということで使っていました。

これを見ていただければ分かりますように、実は近年、資源量的には非常にいい水準、高いところにあるというふうに考えているんですけども、どうも近年はその高いピークから少しずつ下がってきているという状況でございます。

資源量がなかなか親子関係まで使えないということもありますので、この右側の指標値を使って新しいルール、これ新2系というふうに我々の方では言っているんですけども、それに従って限界管理基準値とか目標管理基準値、要はMSYに代わる代替的なものというものを設定して、そのルールに基づいて新しいABCを計算するという形に切り替えております。

現状でいきますと、その下の10にありますように、ほぼ目標管理基準値ぐらいのところまで一番高いところから下がってきているというのが現状でございます。

1 ページめくっていただいて、138ページの下の方の12ですか、四角の12が新しいABCの考え方になるんですけども、近年、この2系ルールの場合、5年間の平均にその指標値の変動等を見て係数を掛けて、それが新しいABCになるという形をルールとしては取っております。

その結果が隣の139ページの四角の13に書いてある部分になるんですけども、これがこれから我々が提案した管理に関する諸数値ということになります。

ただ、ステークホルダー会議でいろいろな御意見を頂きまして、例えば1ページめくっていただいて、140ページの15番です。要は、これまで資源量が出ていたんだから、親子関係はないんだけど、 F_{msy} の代替値、要は比較的良好な漁獲圧と言われる $F_{30\%SPR}$ とか、そういうものでABCを出していたのではないかと。ですから、今回もそのような形で、例えば資源量を使って出してもらえないかというふうな御提案を頂きました。

我々も、もともと旧ルールの方が悪いというわけではなくて、MSYというものを考えたときに、その指標値がなかなか旧ルールの中では出せない部分があったので、新2系という形を出させていただけておりました。今回はそのような御提案をステークホルダー会議で頂きましたので、140ページの下の方の16にあるように、従来からやっていた $F_{30\%SPR}$ であるとか、 $F_{0.1}$ であるとか、そういうものについて一定の漁獲圧、それに係数を掛けたときにどれぐらいの量が期待できるかというのを提出させていただいています。

少し毛色が違うのが③のA海域の F_{msy} 。要は、A海域の方は F_{msy} を推定できておりますので、それを代替してはどうかという御意見も頂いたんですが、これについては海域毎の特性等もございますので、やはり適用するのは不適であろうというのが科学者会議の中ではコメントとして出ております。

簡単でございますが、以上でございます。

○資源管理推進室長 引き続きまして、資源管理推進室長です。

それでは、私の方からズワイガニ日本海系群B海域の資源管理基本方針の別紙と令和3管理年度のTAC及びその配分について御説明をいたします。

まず資料2-1のセットの69ページでございます。「別紙2-19 ズワイガニ日本海系群B海域」と書いてあるものでございます。

こちら、今森部長の方から御説明がありましたけれども、研究機関の方からは新しい2

系のルールでのABCの計算というのを提示されたところでございますけれども、こちらについてステークホルダー会合の方で議論がございました。このB海域については再生産関係を用いた目標管理基準値、限界管理基準値は示すことができないということでございますけれども、一方で資源量の推定等が行われているということにも鑑みまして、そういった情報も使って、この目標のところ「代替的に」と書いてございますけれども、やっではどうかというような議論、あるいは検討をしたところでございます。

その結果として、目標管理基準値としてはF30%SPRという漁獲圧によって達成される資源水準の値を目標にしようという考え方でございます。

こちら、その下の括弧書きにございますけれども、「再生産関係を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの数年間は」という限定付きでございます。こちらについて、このB海域、再生産関係使えるように調査・評価の充実というのもやっていただく、あるいは前回の分科会の方で田中委員の方から、2系で非常にコンサバティブな数字が出るというのは、できる工夫があるのではないかと御意見も頂いておりますけれども、そういった形で資源評価の方法についての改善というか、バージョンアップを図るまでの間、この指標で管理をしていこうという考え方でございます。

続きまして、漁獲シナリオでございますけれども、このF30%SPRの漁獲圧力の水準を上回らないように、圧力を、漁獲圧力を調整ということで、 β の値としては0.8を掛けたものを漁獲可能量とするという考え方でございます。

一番下のところ、先ほどのA海域と同じように配分についてイレギュラーなやり方を行うものということで、漁獲実績10トン以上の都道府県については配分数量明示という形としております。

続きまして、令和3管理年度のTACの設定でございますが、資料3-1のセットの27ページ、右肩に資料3-5と書いてあるものを御覧いただければと思いますけれども、F30%SPRの漁獲圧力に0.8を乗じて導かれるABCということで、令和3管理年度については510トンという形のTAC設定としたいと考えております。

配分については、次の1枚めくっていただいて、29ページの方に510トンを大臣管理区分、あと秋田、山形、新潟の3県に配分するという形の案となっております。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関して御意見、御質問等ありましたら、よろしく申し上げます。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。海洋大の田中です。

2つコメントがあるんですけども、2つは、これ資源量の絶対値が出ていれば、多分 A S P M、Age Structured Production Modelで M S Y みたいなものを計算できるんじゃないかというふうに思われます。試しに私がやってみましょうかという感じなんですけれども。いやいや、ちょっとそれは。

それから、もう1つなんですけれども、もうちょっと現実的な話として、136ページの漁獲量の推移、これを見ると、90年頃から300トンぐらいの漁獲はずっと20年ぐらいは続いているわけです。ということは、これ何世代かたっているわけで、300トンというのは一つの持続生産量の指標になっていると思うんです。これに対して500トンというのはちょっと多いような気がしないでもない。つまり、過去の実績から見ると500はこれの倍ぐらいあるんじゃないかと、ちょっと心配な気もします。

○山川分科会長 最初の件についてはコメントを頂いたということで、あと500トンはちょっと過大じゃないかという、これにつきましては森部長の方から何か御発言ございませうでしょうか。

○水研機構底魚資源部長（森） そうですね。実漁獲は300トンで比較的安定していたので、それぐらいというのは1つの経験的な目安にはなるのかと思います。

今回、もともと出していた30% S P Rとかは実漁獲に対して大きいという御指摘は、実は昨年以前からも頂いておまして、それについては我々の方としても懸念はしていたところであります。

ただ、ここからは管理のお話になるので、私がではないんですが、現実、現場の皆様の御意見を聞くと、結局500トンの枠があっても、きっちり500トン獲るわけではなくて、いろいろな調整とかあって、結果的にはこれぐらいになるので、それで余裕があった方がいいよねという、そういう議論は私も聞かされるんですけども、我々は科学の立場で数値出しますので、そういう意味で新しい2系ルールで出した数値というのは、実は直近の漁獲量の推移を見ても、実際そこでぴったり漁獲できるのであれば非常にいい値が出ていて、そういう意味では2系ルールも実は非常によくできているなというふうに改めて思った次第であります。

ただ、500トンについてはそういう御懸念というのは確かにありますので、今回も研究機関会議とかステークホルダー会議の中では、過去に獲っていないぐらいの漁獲というの

は懸念されるというのは発言させていただいているところです。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。確かにそういう懸念もあると思うし、一方で資源量指数の方は300トンずっと獲っていても伸びているんで、それ以上獲れるのかなという可能性もあるんで、多分そういう議論になっているんだろうと思うんですけども、カニも環境の影響を受けるんでという心配がちょっとあったので、コメントさせていただきました。

それだけです。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 ただいまの点について1点、ステークホルダー会合での議論を補足で御紹介したいと思います。

資料2-1のセットの165ページの上段、こちらは第3回目のステークホルダー会合で水産庁からお示した資料からの抜粋でございまして、165ページの上の段、黄色い四角が2つありますけれども、下の方の四角の3つ目のポツを御覧いただければと思います。

代替的な形でF30%SPRを、この時点ではまだF0.1という可能性もあったんですけども、そういうのを設定しましょうというようなことがあって、この3つ目のポツ、なお書きで、「毎年の資源評価においては、資源評価レベルの向上の進捗状況を報告するとともに、資源の減少が明らかになった場合には、より予防的な漁獲シナリオへの見直しを検討することとする」という御説明をしております。見直しをする場合にはステークホルダー会合の場を設けて議論すると。そういう考え方も含めての御提示であったということだけ、補足で申し上げておきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、「ずわいがに日本海系群B海域」に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTAC設定とその配分につきましては、原案どおり承認をいただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「ずわいがに北海道西部系群」について、事務局から資料の説明をよろしくお願
いします。

○資源管理推進室長 それでは、ズワイガニ北海道西部系群の資源評価結果について水産
研究・教育機構の森部長から御説明をお願いします。

○水研機構底魚資源部長（森） まず資料は、通しでいきますと143ページ、資料2-13
でございます。

1 ページめくっていただいて、144ページの四角の3です。北海道の日本海側に分布す
る集団でして、主に3つの海山とか武蔵堆の所に分布している集団というふうに考えられ
ています。

漁獲量の推移なんですけれども、その下の四角4です。1986年、少し数値高いのがある
んですけれども、それ以降は実は非常に漁獲は安定しておりまして、近年ですと、本当に
どんどん下がってきているという状況です。

実はこれは、後でも説明いたしますけれども、この海域は非常に特殊な漁業をやってお
りまして、単純に努力量が減っているというのがこの原因になります。

この145ページ、実際資源量の指標値も実は漁業が非常に不安定なので、なかなかこの
指標値自体も本当にこの資源全体を指標しているか難しいところがあるんですが、少なく
とも近年だけ比較できると思うんですけれども、そこを見ても、それほど大きく悪化し
たり増加したりということではないという状況です。

下の145ページの四角6です。ここが漁獲努力量ということで、ここではかご数という
ことなんですけれども、1986年に比較的高い漁期があるんですけれども、それ以降、一気
に減少して、近年は何段階かに分けて落ちているんです。これは、もう完全に操業形態が
変わって、もう本当にこの海域で、かにを獲らなくなってきているというのが実情でござ
います。

この海域の資源なんですけれども、要はこういうふうな資源の状況ということもありま
して、実質的に我々が使えるデータで、例えば先ほど言ったようなMSYとかを設定でき
るわけではありませんし、また、その2系ルールを使うにしても非常に漁業が特殊である
と。それについて細かく記載しているのが146ページの7になります。

実はこの海域、3隻の漁船しか実は操業していません。しかも、この「べにずわいが
に漁業」という非常に大きい漁業がございまして、そちらの補助というか、それにセット

された漁業なんです。近年はやはり、ベニズワイガニの方を皆さん獲っておられますので、ズワイガニについては本当に操業の行き帰りに少し操業するぐらいしかやっていないという状況です。そのような状況で、近年ずっと平成19年度以降43トンというもので固定したABCを出させていただいておりますので、その中で安定しておりますので、経験則としてこちらの方を提案する形でステークホルダー会議の資料としてまとめさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○資源管理推進室長 続きます、私の方から資源管理基本方針の別紙とTACの設定・配分について御説明いたします。

資料2-1のセットの70ページでございます。「ずわいがに北海道西部系群」ということで、資源管理の目標につきましては、今ほど森部長の方から御説明ありましたとおり、この資源の漁獲、ベニズワイガニの漁獲に付随するものということで、我が国漁船から得られる資源量指標値は全体を反映した指標値として取り扱えないということで、目標管理基準値、限界管理基準値ではなく、その他の目標ということで定めるということで、案としては、かにかご漁業の標準化CPU Eということで、昭和63年漁期から令和元年漁期の平均1.0、かご数当たりの漁獲キロ数ですけれども、これを目標値とするということでございますし、漁獲シナリオにつきましては平成9年以降の資源量水準を維持するよう漁獲を管理、あと平成9年以降の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定ということでございます。

配分については、こちら北海道のみの数量明示での配分ということになります。

続きます、TACの設定でございます。資料3-1のセットの31ページ、右肩に資料3-6と書いてあるものでございます。

従来からのABCとして提示されている43トンでTACを設定するというところでございます。

続きます、配分については1枚めくっていただいて、33ページの方に43トン北海道に配分するという案としているところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特にないようでしたら、「ずわいがに北海道西部系群」に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTAC設定とその配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「ずわいがにオホーツク海南部」について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 それでは、ズワイガニ・オホーツク海南部の資源評価結果について、水研機構の森部長から説明をお願いします。

○水研機構底魚資源部長(森) 資料は2-14、通し番号でいくと147ページからになります。

このズワイガニ・オホーツク海南部、1枚めくっていただいて、148ページの四角3のところに分布状況、想定図が描いてあります。

御覧になればわかりますように、樺太の東側からずっと連続して分布がつながっているというふうに想定されておりまして、実はズワイガニのほかの集団と比べて、「系群」という表記をしておりません。要はオホーツク海南部、我々の水域にいるズワイガニとしているんですけれども、系群構造は分からない集団という取扱いになっております。

漁獲量の推移でございます。下の四角の4に長期的な漁獲量の推移があります。これは1988年から急激に増加していきんですけれども、この時期はちょうど資源の開発期と申しますか、いろいろな漁業を試しながら急激に漁獲を増やしていった時期なんですけれども、御存じのようにロシア水域の操業の問題とか、あてこの海域、実際スケトウダラを狙うか、ズワイガニを狙うかというのがスイッチするような海域でもありますし、また違法漁具等があるとなかなか操業もできないとかということもありまして、ズワイガニを集中してずっと獲っている海域ではないという特徴もございます。ですので、漁獲量自体はそういう資源自体の変化もあるんですけれども、恐らく操業に係るいろいろな条件の変化によって変わり得るところでございます。

この海域、やはり資源構造というのが漁獲の情報からはわかりませんので、調査船調査を用いた調査というのをしております。

それは149ページに書いてあるんですけれども、下の四角6が資源量指標値の推移とい

うことで示させていただいております、近年減少傾向ではあったんですけども、少し増えてきているという結果であります。

ただ、これもどうしても調査時期が春の1回ということもあって、流氷等の影響もあって、少し資源の実情を本当に捉えているかという疑問は指摘されているところでございます。

次に、150ページになります。この海域、努力量の推移ということで、「オッター」と「かけまわし」、両方挙げているんですけども、近年は比較的低い水準で安定というか、余り高くない漁獲圧で操業が続いているということになります。

この海域の漁獲管理規則の提案というのは、先ほど示しましたように、これはもうまたがり資源で、日本における管理でどうこうできるような資源ではないというふうに考えております。

また、ロシアの漁獲量なんですけれども、これも推定なんですけれども恐らく数千トンはあると考えております。日本は多くても1,000トン以下ということもありますので、非常に限定した漁業であるといえます。

これらの状況がありますので、やはり新しい管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案というのは困難であるというふうに結論付けさせていただいております。

この資源、隣の151ページの9に、そうはいつでも、何か資源の状況とか、管理を考える上での代替値というものはないだろうかということで、さきに示した調査結果を基に、平均的な水準であるとか、過去最低水準というのを示させていただいております。

以上でございます。

○資源管理推進室長 引き続きまして、「ずわいがにオホーツク海南部」の資源管理方針の別紙、あと令和3管理年度のTAC及びその配分について、私の方から御説明をいたします。

資料2-1のセットの71ページでございます。

資源管理の目標ですけれども、先ほど森部長から御説明ありましたけれども、またがり資源ということで資源全体の把握が困難と。目標管理基準値、限界管理基準値定められないということで、その他の目標を定めるということでございます。

具体的には、底魚資源調査の漁獲対象資源、甲幅90ミリ以上の雄の分布密度推定値、これ1平方キロ当たり5キロ、これは平成15年から令和元年度までの最低の数字ですけれども、これを下回らないようにということでございます。

漁獲シナリオですけれども、これもこれまでの扱いと一緒でございますが、我が国漁船の漁獲状況を踏まえて、最適利用が図れるようということで、資源状況が良好な場合に対応できる数量ということで、近年の最大実績を考慮して漁獲可能量を算定するという考え方でございます。

令和3管理年度のTACの方に移りまして、資料3-1のセットの35ページ、右肩に資料3-7と書いているものでございます。

先ほどの考え方に基きまして、令和3管理年度のTACについては1,000トンということとしたいと考えております。

配分についてですけれども、めくっていただいて37ページ、この1,000トンを沖合底びき網漁業・ずわいがに漁業と北海道にそれぞれ875トン、125トンを配分するという案としております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特にないようでしたら、「ずわいがにオホーツク海南部」に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTAC設定とその配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、マサバ及びゴマサバの両資源、それから、ズワイガニの3資源について、留保枠からの配分及び配分数量の融通の取扱いについても諮問第357号の対象となっておりますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料3-1のセットの13ページを御覧ください。右肩に「別紙2」と書いてあるものでございます。

こちら、マサバ、ゴマサバ、そしてズワイガニの関係する資源につきまして、配分の数量の変更のうち、水産政策審議会に対して事後報告での対応で可としていただきたい事案についての諮問でございます。

1に背景を書いておりますけれども、具体的には、2の「今後の取扱い」に書いてあ

る（１）から（４）までの内容の数量の変更について、事後報告扱いとしていただければということでございます。

（１）については、マサバ、ゴマサバの両系群について、いわゆる75%ルールにのっとって追加配分をするという内容の数量変更について事後報告でということでございます。

（２）につきましては、これもこれまで対応してきたものでございますけれどもズワイガニの日本海系群A海域の留保からの配分について、配分を受ける者の間で合意があった場合、こちらについても数量の変更については事後報告でということでございます。

（３）として、マサバ、ゴマサバ、あとズワイガニの各資源、こちら太平洋北部系群と北海道西部系群を除くということでございますが、こちらの、当事者間で合意が整った融通に伴う数量の変更について、事後報告で対応させていただきたいというものでございます。

最後、1ページめくっていただいて、14ページの上の（４）でございます。

こちら、先ほど御説明いたしました、マサバ、ゴマサバの太平洋系群のIQ管理区分が終了した時点における未利用分の国の留保への繰入れ、そして総量管理区分、大中まきの総量管理区分への移行に伴う数量の変更について、審議会に対しては事後報告で対応できることとしていただきたいという内容でございます。

御説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

特にございませんでしょうか。

特にございませんでしたら、マサバ及びゴマサバ両資源、ズワイガニ3資源の漁獲可能性に係る留保枠からの配分及び数量の融通等の取扱いにつきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「めばち（大西洋条約海域）」等の国際資源について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

九つの国際資源を資源管理基本方針の別紙2における特定水産資源に加える告示の改正案について御説明させていただきます。

お手元の資料番号2-4、81ページを御覧ください。右肩に2-4と書いてあるものがございます。

資源管理ロードマップに記載しておりますとおり、国際資源についても順次、漁業法に基づく特定水産資源に追加していくことになっておりますが、この度、国際的な枠組みにおいて我が国に対する国別の漁獲可能量が設定されている国際資源であり、これまでも許可省令に基づいて漁獲可能量による管理が実質的に行われてきた10種、九つの資源のかつお・まぐろ漁業対象資源についても特定水産資源に位置付けることとし、これを基本方針の別紙2-22から別紙2-30までに加える改正を行います。

なお、フウライカジキとニシマカジキについては、I C C A Tにおいて2種合同で資源評価と資源可能量の設定が行われているため、この2種を単一の特定水産資源と定義しております。

資源管理基本方針、別紙2の概要を説明させていただきます。資料2の72ページ、右肩に2-2と書いてあるものを御確認ください。

管理年度について、それぞれの漁期に合わせ、大西洋の魚種では毎年8月1日から翌年の7月末日まで、太平洋の魚種では毎年1月1日から同年12月末日までとしております。

資源管理の目標については、ヨシキリザメを除く魚種では、各地域漁業管理機関での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とし、ヨシキリザメについては混獲種であり、I C C A Tにおいて明確な資源管理目標が存在しないことから、I C C A Tでの合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値としております。

漁獲シナリオについては、地域漁業管理機関において決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとしております。

漁獲シナリオの詳細については、別途、水産庁のホームページ、かつお・まぐろの部屋で公開させていただきます。

大臣管理区分については、いずれにおいてもかつお・まぐろ漁業のみで、漁獲量の管理は総量による管理といたします。

漁獲可能量の配分の基準については、いずれの管理年度の前年までの放流・投棄分等を含む我が国漁獲量及び国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を決定し、残り

の全量を大臣管理区分に配分することとしています。

各資源の管理海域については、資料 2 - 2、73ページの管理海域の地図に掲載しておりますので、併せて御確認ください。

今回追加を行う特定水産資源のうち、管理海域が大西洋条約であるものについては、諮問番号357号において、令和 3 管理年度の漁獲可能量等の設定を行うことといたしますので、併せて御説明させていただきます。

令和 3 管理年度の漁獲可能量等の配分案については、資料 3 - 8、39ページを御覧ください。

漁獲可能量については、I C C A Tで決定された国別の漁獲可能量に前年度以前の漁期からの繰越し割当量及び他国との間での割当量の移譲を加味した数量となっております。

漁獲可能量の計算の過程については、次のページ、資料 3 - 8 の40ページに記載しておりますので、併せて御覧ください。

大臣管理漁獲可能量については、前述の漁獲可能量から放棄、投棄分に相当する国の留保枠を引いた値となります。

なお、国の留保枠は2017年から2019年までの過去 3 管理年度における推定死亡投棄数量を下回らないような値を設定いたしました。

各資源の漁獲可能量、留保枠、大臣管理漁獲可能量は39ページの表に記載しておりますので、御確認ください。

なお、ニシクロカジキとニシマカジキ及びフウライカジキについては、I C C A Tにおける国別の漁獲可能量が陸揚げ量として設定され、放流・投棄量が漁獲実績に含まれないため、放流・投棄分の国の留保枠を 0 トンといたしました。

また、北大西洋海域のメカジキについては、前年度、2020年漁期から割当量を繰り越すことが可能となりますが、繰越し可能な数量が未確定であるため、これが確定次第、繰越し数量を反映し、漁獲可能量等を修正させていただきます。

私からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。1つ質問と1つコメントなんですけれども。

質問は、I C C A Tは体長制限とか何かほかにもいろいろあったと思うんですが、それは

残っているかどうかということについて、まず質問です。

○山川分科会長 かつお・まぐろ漁業室長。

○かつお・まぐろ漁業室長 体長制限の規制は残っております。

○田中委員 ありがとうございます。

あとコメントなんですけれども、陸揚げというのは何か、どこだか分かりませんが、陸揚げというのは、そこだけ何かずるいような気がするんですけれども、普通は漁獲、投棄も含めて規制するのが本筋なんで、そこを何とかしていただきたいと。

○かつお・まぐろ漁業室長 I C C A Tの初期段階でアメリカが提案したものがそのまま残っているというふうに聞いておりますけれども、実質投棄・放流を含まないということにおいて、各国ごとにやはりそれはメリットがあるということを感じて残っているのかなとはちょっと思いますけれども、そこは今後の I C C A Tの中での議論であると思っております。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特にならなければ、「めばち（大西洋条約海域）」等の国際資源に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTAC設定とその配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第359号になります。漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正についてということで、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 漁業の許可及び取締り等に関する省令、以下「許可省令」と略させていただきます。こちらの省令の一部改正について、お手元の資料5に基づき、説明させていただきます。

まず諮問文を読み上げさせていただきます。

3 水管第175号

令和3年4月26日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について（諮問第359号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の省令改正の内容ですが、資料5-2、7ページに説明がございますので、お聞きください。

かつお・まぐろ漁業においては、許可省令第23条の規定に基づき、操業の制限等が設けられております。

地域漁業管理機関において国別の漁獲可能量が設定されている魚種については、我が国の漁業者による漁獲量が漁獲可能量を超過することのないよう、これまで漁獲量が漁獲可能量に接近した際には、許可省令別表第4のかつお・まぐろ漁業の項の規定に従い採捕禁止期間を定めることで、漁獲量を管理してまいりました。

諮問事項356で御説明させていただきましたように、この度、大西洋のメバチ等の10種の国際資源については、新たに資源管理基本方針における特定水産資源に位置付け、漁獲可能量に基づく漁獲量の管理を行うこととなりました。

これに伴い、これらの特定水産資源については、漁業法第33条第1項の規定に基づき、農林水産大臣による採捕停止命令を行うことが可能となりました。本改正に伴って、許可省令において、この10種の水産資源の採捕の禁止期間を定める必要がなくなったため、これらの資源の採捕禁止期間を定める規定である許可省令別表第4のかつお・まぐろ漁業の項の第8号、第10号及び第24号から第31号までを削除し、各項の削除に伴う条ずれ等の手当てを行います。

これらの改正に加え、大西洋の漁船の新規入域を規制する許可省令別表第4のかつお・まぐろ漁業の項第32号の規定について、I C C A Tにおいて、その根拠となる保存管理措置が廃止されたため、これを削除する改正を併せて行います。

以上の改正省令の施行期日につきましては、大西洋の8種の採捕禁止期間の設定及び大西洋への新規入域規制の規定については令和3年8月1日、大西洋以外の2種の採捕禁止期間の設定については令和4年1月1日を予定しております。

改正の案文につきましては、別紙に記載しております。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

ウェブで参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

特にないようでしたら、諮問第359号につきましては原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第356号から359号につきまして、確認のために答申書を読み上げます。

答申書

3 水 審 第 8 号

令和3年4月26日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和3年4月26日に開催された水産政策審議会第109回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第356号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部並びにめばち（大西洋条約海域）等の9国際資源の別紙

の追加等) について

諮問第357号 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部並びにめばち（大西洋条約海域）等の7国際資源）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第358号 特定水産資源（さんま）に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第359号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 では、これから報告事項になるんですけれども、ちょっと長くなってまいりましたので、一旦ここで休憩を取りたいと思います。10分間ということで、45分再開ということでよろしいでしょうか。では、4時45分再開ということでよろしく願いいたします。

（休憩）

○山川分科会長 では、委員の方々そろったようですので、再開させていただきます。

では、報告事項ですけれども、事務局より報告事項が5件あるということです。

まず、第一回資源管理手法検討部会の結果について、田中部会長から御報告をよろしく願いいたします。

○田中委員 それでは、不肖私の方から御報告させていただきます。

時間もないので、簡潔にしたいと思います。

まず、組織の構成に関する事項なんですけれども、部会長として私が選ばれて、会長代理として川辺委員が選任されました。

2つ目、今後のスケジュールなんですけれども、まず事務局より前回の分科会で示されましたと同様に魚種ごとのスケジュールが示されまして、質疑を経まして、このスケジュールに沿って参考人の選定、部会の開催等を進めていくことが確認されました。

3点目、部会で調査・審議する内容についてですけれども、事務局より、まず議論の進め方として、水産庁から基本的な考え方に関する説明を聴取し、その後、参考人からヒアリングを行った上で部会で討論を行うこと。さらに、部会として検討が必要と考える事項について説明がありました。

部会におきましては、水産庁のこの説明を受けまして質疑を行って、基本的には水産庁の説明の流れに沿って進めていくことを確認しました。

特にここで、T A C対象魚種の拡大する際に生じる混獲ですね。混獲を行う漁業種類に着目した検討や漁業調整問題への配慮、栽培種への対応等についての意見が出されております。

最後、参考人の選定方法及び推薦依頼についてですけれども、参考人の選定方法に当たっては漁業団体や都道府県に推薦依頼を出し、推薦のあった者について推薦状の記載内容を基に、バランス等を考慮しながら部会に属する委員が参考人を選定することが確認されております。

以上、簡単ですが、説明は終わらせていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

大森委員。

○大森委員

今、御説明された中で、前回の資源管理分科会で報告事項で示されたT A Cの魚種拡大に向けたスケジュール、これに基づいて今後議論がなされていくということ、この検討部会でも諮られたということで、前回、資源管理分科会で報告事項だったものが、自民党の部会でも出されましたし、また、今回こういうふうに、もうどんどん進んでいく。こういう形は、その都度私申し上げているとおり、納得できないということでもあります。

先ほど船本委員が、ズワイのT A C設定がもうずっとされて、定着している。そういう魚種でも、説明されても分からぬと。これがこれから検討しようという魚種について同じような手法でやられて、分かるわけがないというふうに思うわけです。

我々は以前から、資源評価がなされる手前なり直後なりで、それぞれ対象となる魚種を漁獲しているような漁業者の方々に事前に丁寧に説明をしていただきたいということを、ずっと言い続けています。お答えは、必要に応じてやりますと、常にこういうことですが、必ずそういうことを丁寧にやっていただきたい。また、そのときの説明の内容、これは水

研機構さんにもお願いしたいんですが、やはり漁業者の方々に本当に分かりやすい、それは専門的な知見というのは大切ですが、それを踏まえて、いかに分かりやすく説明していただくか。これが本当に大切なことですので、そこを肝に銘じて、水産庁、それから水研機構もお願いをしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 貴重な御意見を頂いたということで、今後そういったことを肝に銘じて進めていければと思います。

柳川委員。

○柳川特別委員 すみません、ダブっちゃうんですけども、本当に前回の水政審でも言わせて、毎回のように言っているんですが、今回ロードマップが示されて、TACの拡大の魚種のスケジュールまで示されて、この間の説明だと、ちゃんとスケジュールどおりにはなかなかいかないといいながら、今日午前中の会議もあって、どんどんどんどん。

今日の資料、細かい説明は聞いていないですけども、何回も言いますけれども、評価は計算上はできるんでしょうけれども、本当に漁業現場が納得というんですか、現場と違っているような感覚を持たれた中で資源管理をやったって絶対うまくいくわけないんで。

先ほど大森委員もおっしゃっていましたが、ズワイのA海域みたいな所で、あれだけ資源が分かっている皆さんでさえ分からないというのは、分からないんですよ。だから、分からせてくださいというのがあって、本当に森部長には申し訳ないけれども、計算はできるんでしょうけれども、本当に親子関係がちゃんと分かっている、成熟したズワイでもあいうふうになっているのに、これから出てくるいろいろな魚種が——まあ、水研の関係者の皆さんは計算しなきゃいけないんでしょうけれども、本当に現場が納得しないものやっても何の意味もないということになるんで、何回も言いますけれども、それを強制しないでほしいんです。

そこにちゃんと、上のロードマップに書いていますけれども、丁寧に協力して、納得してもらってからやるというふうには書いてあるんで、ここで確約してほしいんですけども、絶対それをそういうふうにするということを確認してほしいんです。

今回、検討部会の3人の先生に大変迷惑掛っちゃうんですけども、そうでないと思えないんです。検討部会で決めたからと言われたって、我々納得しないんで、そこは本当に丁寧に。まあ、そんな簡単に資源評価はできるわけじゃない。時間が掛かる話なんで、本当に1年、2年で「データそろったから、はい」なんて言わないようにしていた

だきたいというのが本音なんで、そこは本当に明言をしてほしいぐらいなところですよ。

先ほど大森委員も言っていました、本当に納得は我々全くしていないんですけども、もう方向は決まっちゃっている中で、ただ、資源管理をすることは、意義は全然認めますけれども、資源管理をするのは漁業現場なんで、そこは本当に懇切丁寧に説明して、納得してもらってから動くというふうなことを是非徹底していただきたいなと思います。

以上です。

○山川分科会長 あとウェブ上から、井本特別委員もコメントがあるということですので、井本特別委員、よろしくお願いいたします。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰まき網の井本です。

全く同感なんですけれども、まず第1点、さっき田中先生がおっしゃられた混獲の問題とかあると思いますけれども、今後検討が進んでいくにつれて、魚種別もちろんですし、漁業者別にもいろいろな課題が出てくると思いますので、それぞれの課題について皆さんが十分に理解できるように議論を尽くしていただきたいということが第1点と、大森委員も、柳川委員もおっしゃったとおりでして、参考人を選定する上でも、その参考人の方がまず資源評価結果であるとか、管理の内容を理解していないと、意見述べようがないと思うので、そこら辺、勉強会等というのはこのコロナ禍の中でちょっと難しい部分があるかもしれないですけども、情報提供の方法も含めて是非御検討いただきたいと思います。

私は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

水産庁から、何かコメントございますでしょうか。

藤田資源管理部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

先日も同じように御意見を頂きました。我々の方といたしましては、これはあくまでもこれに書いたとおりでございまして、しっかり議論をするということでお示しをしております。皆様方とちゃんと、資源評価も説明をし、我々として管理の中身というんですか、そういったものも多分議論させていただくんですけども、先ほどから皆様がおっしゃっていますように、今後は今までのTAC対象魚種を事実上獲っていない漁業者の方も相当対象になってきますので、そういった意味では、これまでに経験というか、そういったものが薄い方たちを相手にしないと、分かっていたかかないといけないので、そういう心配される向きはごもっともだと思います。我々の方として、研究者の方としっかり努力をし

て、資源管理がしっかり進むように努力をいたしたいと思います。

それで、最初はそういった意味では我々も行ったり戻ったりという部分があるかもしれませんが。そのところは、ちょっと御理解をというか、御協力を頂いて、みんなで協力して、努力して、少しでも前へ進むようにやりたいと思っておりますので、是非広い心で受け止めていただけるとありがたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。田中です。

今の点なんですけれども、よく理解していただくというのが第一なので、今部長の方から説明があった点については私の方からも注文した点なんですけれども。

まず、TAC管理というのはどういうものなのかというのをまるで分かっていない人が今度大分入るわけです。そうすると、恐らくクロマグロで最初起こったように、枠を一瞬にして消化してしまっ、て、どうしようといって泣きついてくるのが噴出するんだろうと。放っておいたら。みんな困り果てるんじゃないかと思っているわけです。ですから、その点からも、まずちゃんと説明しておかないと大変なことになるだろうなというのは本当に容易に予想がつくので。特に沿岸はですね。一応そういう注文は付けておきました。どこまで理解してもらおうかというのは、やっぱり何度も説明しないと分からないと思うので、これは我々だけではできない話で、ステークホルダー会議で懇切丁寧にやってもらえないので、私たちも、私も協力はしますけれども全国行脚はできないので、説明能力のある人を育てていただきたいというのが私の1つのお願いではありますけれども。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 田中委員から心強いお言葉も頂きました。ただ1つ、これは柳川委員も私も同じなんですけれども、ステークホルダー会合もやはり公的なものですから。先ほど船本委員も1回の漁期で3回ぐらいステークホルダー会合をやったという。それはTACが設定されている魚種なんです。TACがこれから検討される部分については、そういった公的なものじゃなくて、そういった個別の魚種を地域ごとに丁寧に、ある意味において非公式というか、そういったものを使っていたきたいという、それをずっと言っているということを、藤田部長も分かっていたいただいていると思いますが、そういう意味合いを是非踏まえていただきたい。よろしくお願いします。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 先ほど来いろいろな委員の方からも出ていますが、TACってそもそも何ですかという、その次元からきちんと説明しないと分からない。TACの目的が何なのか。資源管理って何ですかという。

一般的には、獲る側の人間はそういうことを余り考えていません、TAC設定の国連海洋法以外にも国内での問題点というのは当時、私記憶にあるんだけど、イワシが大量に獲れた時期で、朝から晩までこれでもか、これでもかというくらい、市場に山積みになるくらい獲り尽くしてきた。こういうのがあって、それはいくらなんでも獲り過ぎだということから、制限すべきだということがTACの設定の要因の一つにあったはずです。

ですから、TACと資源管理の問題というのはよく丁寧に、本当によく分かるように説明をしないと、科学的な数字を並べられると、その途端に漁業者の皆さんは後ろ向きになるということです、判りやすい説明をして、なぜ必要なのかということは十分理解してもらう方が、私もこのTAC制度を通じて資源を守りたいと思います。

ほかの外国のように、漁獲物の輸出が主じゃありませんから。国内のマーケットに流すもの、それから輸出は日本の場合、そんな多くありませんので、その辺が外国とは全く違います。TAC設定に当たっても、外国のTACは輸出産業の一部門を構成するものということですが、日本の場合は自国消費が主であり、その辺を考えて、分かりやすく説明をしてください。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

山内特別委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

恐らくステークホルダー会合等々とは違って、この検討会の場合にはオブザーバーは入れないんだと思うんですけども、オブザーバーは入れるんでしょうかという質問が1つ。

あと、まだ是々非々のいろいろな難しい課題が残っているのだと理解しております。そういう意味では、生産者の方も、それからいろいろな世論の部分も含めて、何が困っていて、何が議論されたのかという部分は、全部が名前が載って、誰が何を言ったということはいらないんですけども、どういう課題が指摘されて、それは今回は対応し切れなかつ

たけれども、将来的にも課題が残っていると、そういった部分を非常に明らかに残していただきながら進めていただけると、今は解決できないものも将来どうやったら解決できるかということのいろいろな知見を持ち寄って、よりよい方向に向かえるのではないのかなと思いますので、そういった形で中での議論も、外、透明性を持って見えるようにしていただければなというふうに思います。

○山川分科会長 オブザーバーの件と、それから外部への情報の提供方法等につきまして、魚谷資源管理推進室長よろしくをお願いします。

○資源管理推進室長 まずこの部会、参考人を選定して、参考人として選ばれた方については部会の方に参加を頂いて、直接御意見をお伺いする。あるいは、その後の議論に参加していただくという形でございます。

あと、会議自体は公開で開催いたしますので、傍聴という形では可能でございます。

あと、この部会の役割ですけれども、何か結論を決めるというものではなくて、ステークホルダー会合に向けていろいろな課題なり論点を整理して、できるだけその後の議論が円滑に進むようにということで、検討の方向性ですとか、対応の方向性についてということまでを出すということだというふうに理解をしております。ですので、その部会の方で出てきた課題ですとか、あるいは水産庁としてこういう方向で検討しますというようなもの全てオープンな状態になって、ステークホルダー会合の方に移っていくということだと思います。

ですので、そういうのを見ていただいた上で、先ほど大森委員等からもありましたけれども、現地に説明に来てくれとか、意見交換させてくれということがあれば、我々として、コロナ禍の中ではありますけれども、ウェブ会議なんかも活用しながら、そういう説明の機会、意見交換の機会は確保していくという考え方でございます。

以上でございます。

○山内特別委員 ありがとうございます。傍聴が可能ということで、大変心強く思いました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、続きまして、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。資料6-1を御覧いただければと思います。

「太平洋クロマグロの資源管理について」という資料でございまして、1ページめくっていただくと、2ページのところに上段、下段、2月末時点の第6管理期間の漁獲の状況을載せてございます。こちらもう、第6管理期間、3月末で完全に終了しております、現在、最終的な実績の確定作業をしております。それに基づきまして、前回の分科会でお認めいただいた追加配分の考え方に沿って、5月上旬になるかと思えますけれども、速やかに追加配分を行うこととしているところでございます。

続きまして、3ページから令和3管理年度についてのお話でございます。

1枚めくっていただいて、通しの4ページで、こちら同じ2月末時点ですけれども、こちら令和3管理年度の漁獲の状況です。こちら、都道府県の方はまだ始まってございませんで、大臣管理分のみの実績が上がっているところでございます。

続きまして、かつお・まぐろ漁業の今漁期、令和3管理年度の管理状況について御説明をいたします。

通し番号で5ページの上の段に、今年の管理の枠組みが書いてございます。小型魚については、かつお・まぐろ漁業について1～12月、通年で総量管理でございますし、大型魚については1月～3月、4月～12月に分けて、制度としては総量管理でございますが、4月～12月について自主的なIQを実施するという形で進めております。

この5ページの下段の方へ行っていただいて、残念な御報告なんですけれども、かつお・まぐろ漁業の小型魚について、割当分の漁獲枠62トンに対して超過の状態になってしまったということでございます。

この集計のデータですけれども、こちら水産庁調べによる速報値ということで、TAC報告、水揚げ後のものではなくて、船上にあるものも含めた形での速報値を用いて、下の積み上がりのグラフを作成しております。4月上旬に漁獲が積み上がりまして、4月12日に業界の自主規制による採捕自粛、4月14日に漁業法に基づく数量公表・目的操業の停止の勧告というのをしておりますけれども、このグラフのように超過の状態になっているということでございます。

現状では漁獲は止まっている状況でございますが、近く、漁業法に基づく採捕停止命令の方も、もう既に出す準備はしております、近く発令されるということでございます。

この経緯ですけれども、事実関係としては最終的な積み上がりの局面が土日を挟んだというのはあるんですけれども、今後、どこに問題があったのか検証して、来年漁期に向けて再発の防止策というのを関係の業界団体等ともお話をしながら考えていきたいと思いま

す。内容的には、その業界の自主的な部分と、管理の面でも必要に応じて、ということになるかと思います。

続きまして、めくっていただいて6ページの上段。こちらは大型魚の1月～3月の漁獲の積み上がりの状況です。こちらも2月の上旬には、業界の自主規制による自粛となっておりますし、2月19日に目的操業停止の勧告を漁業法に基づいて出したという状況でございます。

続きまして、4月からの大型魚の自主的なI Qの取組についての御報告でございます。

7ページ、資料6-2とございます。前回の分科会でこの自主的I Qを行うに当たって、指導通知を発出しますというところまで御報告をいたしました。その指導通知そのもの、3月31日付けで資源管理部長名で、このような通知を2つの団体に対して発出したところでございます。

中身としては、1として自主的なI Qの取組の趣旨について書いてございまして、2の方で、この自主的な取組において各団体が取組の根拠とすべき配分数量を通知しますと。これに従って指導をお願いしますという内容でございます。

その数字については、次のページ、「記」と書いてあるところの表にお示ししてございます。

これ1つの取組でやればよかったんですけども、結果としては、それぞれがやるということで、それぞれの団体配分については、ほかの資源と同様に過去3、直近3年の実績ベースでシェアを計算して、それに基づいて、根拠とすべき数字はこれですという通知をしているというところでございます。

前のページ、7ページに戻っていただいて、3の方で水産庁の今後の方針について書いてございまして、令和4管理年度から公的なI Qに向けての実施を目指すということでございます。

そういう中で、漁獲割当割合の設定の基準を設定するに当たって、作るに当たって、勘案事項としては、「船舶ごとの漁獲実績」というのが法律の方に書いてございますが、それ以外にも施行規則の方で「採捕の実態」というのも勘案事項の1つとなっております。

そういう中で、今年度の自主的な取組の結果についても勘案事項とする見込みですということを書いているところでございます。

続きまして9ページ、こちらはくろまぐろの漁獲可能量の当初配分、あと融通に関する実施要領ということで、こちら以前、分科会の方に、こういう資源管理部長通知を出しま

すという御報告をしました。それについて、前回の分科会で御了承いただいた追加配分、未利用分の繰越し等に基づく追加配分の考え方、前回の分科会で御了承いただいた考え方に、この部長通知の中身、当初の追加配分の部分について、それに合わせて変更したという形での御報告でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の方々もいかがでしょうか。

では、特にないようですので、続きまして、北太平洋漁業委員会（N P F C）「年次会合」の結果について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○国際課漁業交渉官 水産庁資源管理部国際課の福田です。

資料7を御覧ください。

先ほどサンマの保存管理措置については概要を説明させていただきましたので、1 ページ目のサンマの資源管理措置の合意内容については割愛をさせていただきたいと思えます。

ページを1枚おめくりいただきまして、(2)アカイカでございます。これまでN P F Cにおきましては、サンマ、マサバ、スルメイカ、マイワシについて漁船の許可隻数の増加を抑制する措置が実施されてきておりましたけれども、近年、北太平洋でアカイカを対象として操業する漁船が増加していると。中国漁船を中心に増加しているということがあったものですから、この許可隻数の隻数制限対象にアカイカも追加したといったことを日本から提案しまして、これが合意されたということでございます。

次に、(3)の底魚漁業についてですけれども、天皇海山海域のうち、日本の調査船によって深海サンゴ等の棲息が確認されている海域が二か所ございました。この深海サンゴ等の脆弱生態系の保護のために、トロール漁具を用いた着底操業をその海域で禁止するといったことが新たに合意されました。

(4)でございますけれども、I U U漁業対策についてでございます。

日本の取締船を北太平洋の方に昨年も派遣しまして、そこでの現認情報を基に、3隻の無国籍船が新たにI U U漁船リストの方に追加されるということが決定されました。これを持ちまして、N P F CのI U U漁船リストは合計で36隻になります。

(5)でございますけれども、E Uの加入についてでございます。

かねてより、EUがNPFCへの加入の意思を表明していましたが、今般、参加国全メンバーの合意がございまして、EUの加入を承認することになりました。今後、EU議会で条約承認作業が終了すれば、正式にEUがNPFCの方に加入するということとなります。

一方で、加入の話とは別に、EU漁船の具体的な操業条件につきましては、このEU漁船が漁獲対象とするマサバ資源への影響等を考慮しまして、今後科学委員会や技術遵守委員会、年次会合の議論を通じまして、操業条件を検討していくというスケジュールとなっております。

以上、簡単ではございますけれども、本年2月に開催されました第6回のNPFC「年次会合」の結果について御説明をさせていただきました。

私の方からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。お疲れのところ、申し訳ございません。2つ。

まず(3)のVMEの話なんですけれども、これ全体としてはどれぐらいに増えたのかというのが1点目。

それから2番目の質問は、EUの加入でサバが影響が出るかもしれないというのは、何か先ほど来の議論からすると、結構我が国国民からすると感情を逆なでするようなことになっているんじゃないかという心配がちょっとあるんですけれども、その点いかがでしょうか。

○国際課漁業交渉官 御質問の件でございます。

VMEについては、今回2か所2か所は日本の調査船が従来から特定していた深海性のサンゴが確認されている所です。日本からの提案によって保護措置をとったものです。

これまでもいくつかの海山やエリアで操業禁止といったような措置も取られておりますが、これまで操業が認められていた水域のうち、確実に深海サンゴがあるという所を、小規模に保護していくということです。

1つこういった天皇海山などでの操業について、脆弱生態系のVMEを保護するための措置を取っていくことも一つのNPFCの大きな目的でございましたので、具体的に深海サンゴなどが特定された箇所については、極力狭い海域で措置を取っていくといったこと

について進展を見たということでございます。

2点目のその点については、我々もEU漁船が北太平洋の公海で操業することについて、今現行のサバ資源、回復途上というふうに我々は考えております。まだターゲット・リファレンス・ポイントに届いていないという状況でございますので、そういったことを科学委員会でも議論しながら、EU漁船の操業が資源、あるいは既存の漁業に大きな影響が生じないように協議を行ってまいりたいと思っております。

一方で、RFMO、NPF Cもそうですけれども、基本的にはオープンな国際機関でありますので、具体的な加入について、いつまでも理由もなく反対もできないといったことから、今年、ロシアも含めて、日本も含めて、いろいろな条件を出しながら、加入と操業条件は別問題として扱っていかうということで、今般加入を認めたところでございます。

○山川分科会長 高瀬審議官。

○資源管理部審議官 まずVMEですけれども、ここに書いてあるとおりでして、着底操業が禁止ということですので、まるっきりそこで漁業操業が全て禁止されるわけではないというのが1つです。

あとEUの漁獲ですけれども、条約の中で、「新たに漁業を開始するときには、資源に悪影響がないかどうかということを確認しなければいけない」ということが条約の中に書いてありますので、それに従って、EUがどのような操業をしているのかというふうなことはきちんと精査をして、今後資源が悪化することのないようにしていきたいと考えているところです。

○高橋特別委員 高橋です。

この報告を見ると、NPF Cの設立目的は我が国にとって結果的によかったのか悪かったのかという。余りメリットのない漁業委員会ではないのかなという印象を受けています。

何ぜかという、EUが入って協議会ができると、魚がいるんじゃないかというふうに見られる、EUが入ってきては駄目だということにはならないんでしょうが、EUの漁業会社が目を付けるということは、当然この漁場に入ってくると、そういう想定をしておく必要があります。スペインにしても、イタリアにしても、ノルウェーにしても、日本にはない大型船が参入してくるということが想定をされるということです。

それから、IUU漁船が日本のサンマ漁船よりも多くて、36隻もいるという。何のための地域漁業管理機関なのか。これを取締りができないという。国際的な管理機関が、しっかり管理できるんだ、資源管理も含めてできるんだと話をさんざんしてきたわけですが、

結果的に認定をした I U U 漁船が 36 隻だということであって、実際の I U U の実態数というのは何隻いるのか。多分 36 隻だけではないんでしょう。認定をしたというだけの話であって、この倍なのか、3 倍なのか、これさえまだ確認できないような状態になっているのではないかなというふうな感じはします。

天皇海山は昔からサンゴが結構網に絡まってくる場所だったわけですから、今更ながら深海サンゴですか。今後、規制をしながらやるんでしょうけれども、今の状態でさえ、サンゴは資源的にはかなり枯渇をしているという状況だと思います。今後どのように対処をするのか。

それから、アカイカも対象にすることですが、アカイカを獲る漁法って何なのか。それさえないんです。だから、ここで禁止されているのは、大規模公海流し網が禁止されているだけの話であって、中国の虎網とか、その他のものはどういうふうなことになるのか。今後の話になるのかどうか分かりませんが、その辺をしっかりと対処していただきたい。ここには日本の中型いか釣り漁船がアカイカ操業を行っています。、中国漁船や I U U まがいの漁船、それ以外の船も多数この海域にまた出沒すると思います。特に I U U 漁船は 36 隻と言っておりますけれども、これの撲滅というのはどうするのか、その辺が全然明確にならず、ただ報告だけで終わっているという。日本側として、N P F C の構成の 1 つの国として、どのように対処していくのか、教えていただきたい。

○山川分科会長 高瀬審議官、よろしくお願いします。

○資源管理部審議官 幾つか御指摘を頂きました。

まず I U U ですけれども、これ長い議論があって、何日間かの議論があって、最終的に新たに 3 隻、無国籍船が追加されたということでありまして、その前に、そういう I U U の疑いのある船だとか、そういうことについて旗国に対していろいろ問いただしたり、措置を求めたりという議論があって——すみません、その経過は書いていませんけれども、最終的に 3 隻の無国籍船が今追加されて 56 隻になっているということでありまして。

言われたように、この無国籍船をどうするのかというのはあるんですけども、例えば F A O の寄港国措置協定などを使って締め出していくとか、そういうことはこれからまた考えなければいけないというふうに思っております。

あと深海サンゴですけれども、今ここで問題にしているものは、いわゆる宝石サンゴだけではなくて、いわゆる深海サンゴと呼ばれているもので、そこで貴重な生態系を形成しているということで、そこはいわゆる生物の多様性であるとか、生態系の保全といった観

点で守らなければいけないというようなことで、最低限、着底操業の禁止ということをお返答したということでもあります。

もしかしたら覚えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、国連などで脆弱な生態系の保全ということがかなり問題になってきて、そういうことも契機の一つとしてNPFCの設立交渉が行われていたという、そういう面もあるという、そういうことであります。

あとアカイカですけれども、これはスルメイカが最近獲れなくなってきたということで、スルメイカからアカイカにシフトする動きがありますので、それを止めるために、アカイカの隻数の増加の抑制というのを今回決定したと。そういう経緯でございます。

あとはEUですけれども、NPFCができたからEUが操業するようになったということではないんだと思っております。もし、NPFCというものがなかったら、何も言わなくても彼らは操業できますので、そうではなくて、きちんと条約加盟という手続を経て、先ほど言いましたように、きちんとした漁獲計画を出してもらって、資源管理をしながら漁獲をするという方向に向かっているというふうに思っておりますので、NPFCができて何もいいことはなかったんじゃないかと言われてましたが、今のところ、そういう不十分どころもあるかとは思いますが、今後そういうきちんとした資源管理をしながら獲っていくというふうなことで管理ができるようにしていきたいと思っております。

EUはそういう意味では資源管理には非常に厳しい国というか、機関ではありますので、そこで何か、その条約の中での議論にも何かしらのメリットもあるのではないかなというふうに期待をしているところでもあります。

以上です。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 すみません、もう1つだけ。

今のお話だと、アカイカの許可隻数はもう増やさないというようなお話だったと思うんですが、水産庁のどこかの会議では、スルメイカが不漁なんでアカイカ獲ろうかという話をどこかの会議で、不漁問題の対策としてやっているんだけど、その話と何か大いに矛盾するんだけど、どうなっているんですかね。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理部長 国内制度上はいか釣り漁業ということで、スルメイカをふだん獲ってい

る漁船もアカイカ操業に行ったりできるという形になっていまして、御承知だと思いますけれども、日本海で調子が悪いときにアカイカに行ったりということですので、いか釣り漁船そのものをぼーんと増やさなければそれは大丈夫なんじゃないかというふうに考えて、対応しているということでございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、続きまして、カタクチイワシ・マダラ等の資源評価結果（神戸チャート）について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長です。

水産研究・教育機構の船本副部長、森部長から担当の資源につきまして、それぞれ説明をしていただきます。

○水研機構浮魚資源副部長（船本） 水研機構の船本です。

それでは、資料8-1のカタクチイワシ（太平洋系群）からなんですけれども、時間もありませんので要点だけ言わせていただくと、重要なのは左下の図4の再生産関係というものでありまして、本系群に関しましては通常加入期と高加入期の2本が引かれております。

また、現在は通常加入期にあるというふうに考えられていますので、右横のMSYについても通常加入期の再生産関係を用いて求められております。

そのMSYは実際には8.1万トンということになっておりますし、MSYを実現する親魚量というものは11.2万トンということになっております。

1ページめくっていただきまして、上の3ページ目なんですけれども、なので、この神戸プロットというものは通常加入期を対象とした神戸プロットということになっております。

続きまして、資料8-2のカタクチイワシ（対馬暖流系群）なんですけれども、本系群に関しては、左下の図のように、再生産関係に関しましてはホッケー・スティック型と呼ばれる1本の再生産関係となっております。

また、これを用いて算定しましたMSYというものは、その右横の図5に示されておりますけれども、値としましては51.4万トンということになっておりますし、このMSYを実現する親魚量というものは83.9万トンということになっております。

また、1ページめくっていただいて、これらのMSY水準とかを基準にした神戸プロットというものが右上の方の3ページ目に示された神戸プロットとなっております。

ただし、ここまでの、1 ページ、2 ページ、3 ページ目に示された本系群の結果というものは、例えばシラス漁業の漁獲量を考慮しないといった一定の条件を満たすものとして算出というか、算定されたものであります。

一方、4 ページ目については、ではそういった一定の条件というものを变化させた場合に、神戸プロットというものがどのように変化していくのかというものを表しております。

次に、資料 8-3 のウルメイワシ（対馬暖流系群）なんですけれども、同じく左下の図 4 の再生産関係で、これに関しても 1 本のホッケー・スティック型と呼ばれるものが引かれています。これを基に算定しました MSY というものは 35.1 万トンですし、MSY を実現する親魚量というものは 54.3 万トンということになっております。

1 ページめくっていただいて、こういった MSY 水準を基に作り上げた神戸プロットというものはこのようになっておまして、近年に関しては 4 マスの中心に位置しているというような特徴があります。

では次、マダラに移ります。

○水研機構底魚資源部長（森） それでは、森の方からマダラについて説明いたします。資料の 7 ページ目です。

まずマダラの太平洋側です。本州太平洋北部系群ということですが、これも重要なのは、下の再生産関係と MSY の推定の部分ですが、このマダラについては、資源が多いときに成長であるとか成熟が余りよくない状況になるというような知見がございますので、基本的にはリッカー型を採用しております。それに基づいて MSY とかを推定して、現状を評価したのが翌ページ、8 ページ目の図 6 です。

これを見ますと、近年、ちょっと加入が悪い状況が続きまして、親魚量が MSY 水準を達成する親魚量よりも低い状況にあります。一方で、漁獲圧については、特に直近の値というのはどうしても資源評価の関係で振れるんですけれども、現時点の推定値を見ると、適切な漁獲圧をやや下回るぐらいの水準になっているというふうに想定されます。

続きまして、同じマダラですけれども、今度、本州の日本海側になります。

こちらは資源計算、2000 年からのデータしかないんですけれども、これに基づいて再生産関係、下にあります図 4 になりますが、こちらの方は、これに関しての情報というものが特にありませんで、比較的データを見ても、特に資源が増えたときに加入が悪くなるような結果も見えておりませんので、ホッケー・スティック型を採用しております。

そこで設定されてきている MSY と F、漁獲圧について現状を示したのが次のページの

10ページ目の神戸プロットになります。

現在は、この緑の部分のちょうど2019、青の丸で少しくくったところになりますけれども、親魚量はMSYを達成する水準よりも多く、また漁獲圧も適切な漁獲水準よりもやや低い状態で推移しております。特に近年、比較的いい状態で経過しているのがマダラの本州日本海北部系群になります。

次に、同じ日本海、特に西の方になりますけれども、ムシガレイとソウハチガレイについても結果をお示ししております。

まずムシガレイでございますけれども、長期的には2000年代までは比較的安定していたんですけれども、その後、急激に資源量が落ちてきているという状況です。漁獲量的には1980年代、非常に高い水準だったんですけれども、そのときに比べて落ちています。

再生産関係、下の図を見ていただければ分かりますように、近年は、ほぼ直線的な関係が見られるんですけれども、ちょっとかなり親魚が下がってきています。

この関係性を基にMSYを推定し、適切な漁獲圧を設定したものが次の12ページになります。

この12ページの神戸プロットを見ていただきますと、ほとんど赤の部分しかないように、まあ、御覧になれば分かりますけれども、過去、1980年代の漁獲状況とかを見ると、近年は資源量的にはMSYを達成する親魚量よりも低く推移しているんです。ただ、漁獲圧については2010年、2015年、2019年と数字を書いておりますけれども、徐々に下がって行って、どうしても不確実性の関係で直近の値というのは振れますけれども、直近は適切な漁獲圧程度にまで下がってきているというのがムシガレイの状況になります。

最後、ソウハチガレイでございます。

こちらの方は1970年から同じようにデータはあるんで、近年下がってはきているんですけれども、比較的親魚量、資源量の方は安定しております。

下の方に、資源計算ができている1997年以降のデータに基づいた再生産関係を示しておりますが、現在は比較的、親魚にかかわらず、ある程度の幅を持って加入してくるという、ホッケー・スティック型で、横に、なだらかになった部分に位置しています。

現在のソウハチの状況は、最後のページになります。

これを見ますと、2019年、どうしても直近の値というのは資源評価で一番不確実性が高く振れてしまいますけれども、傾向としては、近年、親魚量増えてきておりまして、今の計算の状況ですと、MSYを上回る水準に回復してきています。

一方で、Fが、漁獲圧が下がってきているというのも要因としては大きいのではないかと
いうふうに考えられます。

2019年は親魚量及び漁獲圧とも適正な部分にあるというのがソウハチの現状でございます。

以上、全ての系群、簡単でございますが、現時点の説明でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

ウェブの委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特にございませでしたら、続きまして、みどりの食料システム戦略について、
事務局から説明をよろしくお願いたします。

○研究指導課長 研究指導課長でございます。お疲れのところ、申し訳ありません。コン
パクトに説明します。

資料9でございます。

みどりの食料システムにつきましては、3月25日に農林の審議会と合同で地球環境小委
ということで、山川委員含めて御説明したところでございまして、現在パブコメを行って
おります。今後、5月に策定していくという運びになっております。

資料をおめくりください。

まず1ページ、国際的な動向で、御存じのとおり、パリ協定とか国連サミットの持続可
能なSDGsの17の目標とかが立てられているところで、その中、例えばSDGsの14番
には海洋資源、13番に気候変動が含まれているということでございまして、2ページにも
ありますとおり、カーボンニュートラルに向けて各国、ここでは124か国・1地域ですが、
目標を表明しておるとい動きがございまして。

それを踏まえまして3ページですが、我が国も昨年10月、カーボンニュートラルを宣言
いたしまして、その目標14の中に⑨として囲んでございまして、食料・農林水産業も2050
年、CO₂ゼロエミッションを実現しようということに含まれているということでござい
ます。

それを踏まえて4ページですが、農林水産省としてみどりの食料システム戦略をここに
ありますとおり、本年5月に策定するというところで進めてございまして。

下に四つ、調達、生産、加工・流通、消費とございまして、水産関係でそれぞれ取り組
んでいくということになってございまして。

具体的には、まず5ページが調達でございます。持続可能なということで、完全養殖です。人工種苗を用いたり、それから餌、養殖の餌を天然資源に依存しない事業に転換していく。その中で水素細菌みたいなのも挙げてございますが、取り組んでいくということと、それからプラスチック、その循環にも取り組んでいくこととしております。

6ページ、生産でございますが、それもこの資源管理分科会の皆さん御存じのとおり、水産資源の管理というのは正に持続可能、SDGsそのものでございますので、しっかり位置付けているということでございます。

7ページ、養殖業の方ですが、下に3つありますとおり、漁場改善計画に取り組んでおりますし、また環境への負荷軽減ということで、大規模沖合養殖ですとか、閉鎖式陸上養殖なんかも養殖成長化の総合戦略の中で位置付けているということでございます。

8ページです。生産の現場でございますが、なかなか時間掛かるんですけども、漁船の電化・水素燃料電池化というのは、船舶一般の技術の革新にしっかり乗った形で、一方で漁船特性ですね。負荷が変わったりとか、網引っ張ったりとかというの踏まえながら進めていきたいと思っておりますし、一方で、藻場の可能性としてブルーカーボン。残念ながら、まだ吸収量の定量評価の手法が確立しておらず、IPCCのインベントリに登録できておらないんですが、それについての研究開発を進めていくとともに、藻場・干潟の保全・創造を進めていくということでございます。

9ページ、流通・加工、消費につきましても、新たな流通の技術、それから密漁防止、IUU、流通構造の改革、それから水産エコラベルなんかも含めて取り組んでいくということにしております。

最後のページでございますが、各分野でKPI立ててございます。水産のKPI書いてございますが、漁業については正に資源管理のロードマップの目標444万トン。

養殖につきましては、ブリ、カンパチ、クロマグロ、ニホンウナギの人工種苗比率100%を目指す。それから、2050年までに配合飼料への100%の転換。それから、同じ2050年までで魚粉の割合を現在の5割から2割に減らしていくということと、全体として、漁船の電化・燃料電池化に関する技術の確立を目指すということとをKPIに置いているということでございます。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

山内特別委員。

○山内特別委員 質問ではないんですが、1番のSDGsでどの部分に貢献するのかというところで、14番の海洋資源と13番の気候変動にだけ注目がされているんですが、実際にこの案件というのは、特に12番の「つくる責任つかう責任」、それからかなりイノベーティブな内容を含んでいるという意味では9番であったり、そういう意味では対外的なコミュニケーションではもっと包括的に、非常に社会貢献度が高い案であるということはお伝えになれるのではないのかなと思いましたが、コメントさせていただきました。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ウェブの方もよろしいでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。

何か委員の方から、その他ということをございますでしょうか。

船本副部長。

○水研機構浮魚資源副部長（船本） 水研機構の船本です。

サバ類の資源評価の際に田中先生から、前年度の評価結果との比較というのはどうなっているんだという御質問を受けて、私の回答がちょっと不十分だったんですけれども、前年度の資源評価結果との比較についても、少なくともサバ類については現在、資源評価報告書の補足資料の方に示させていただいていますので、申し訳ございませんけれども、そちらを参考にいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

あとウェブで御参加の谷委員からも御発言があるということですので、谷委員よろしくお願ひいたします。

○谷委員 皆様お疲れのところ、申し訳ありません。

先ほど私が諮問事項のところ質問したことに対する回答を受けて、もう一言申し上げたいことが出てきましたので、ちょっと述べさせていただきます。

まず、私たちの大中型まき網漁業では、既に漁獲量の約8割においてMSYの実現を目指した厳しい資源管理が行われております。しかしながら、その一方で、周辺国との共同資源管理、特に私の船団が主な漁場としている東シナ海においては長年にわたって具体的な進展は見られていないということでありまして、誠に残念に思ったところをございます。

何と云っても、資源評価において多大な影響を及ぼしているであろうと思われる周辺国と連携した資源管理の実現ということに際しましては国のレベルでないと進められない事案であろうと思いますし、そういった中でその実現までの間においては、漁業経営の安定に、これにも国として責任を持って取り組むべきではないでしょうか。

と申しますのも、こういった現状に加えて、今後大中型まき網漁業の漁獲金額で約2割を占めるサバ類のIQ管理にも私たちは取り組んでまいります。こうして新たな資源管理に率先して取り組む漁業者に対して、積立ぷらすをはじめとした支援強化についても、是非強く御検討いただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御要望いただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

では、特になければ、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 次回の資源管理分科会でございますけれども、現在のところ、具体的な日程として案は上がってはおりません。今後、必要が生じた場合に開催するという事とさせていただきます。その日程等につきましては、後日、そういう状況になれば、事務局の方から調整させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

非常に長い時間にわたりましたが、審議していただきまして、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。